

指定給水装置工事事業者工事施行要領の主な改正点

令和6年4月

施行要領 新旧対比表

項目	改正【令和6年4月版】	現行【令和5年6月版】	説明																																			
第一章	第一章 水道	第一章 水道																																				
第一章 4	4 給水装置工事 (省略) (3) 施工者 給水装置の新設、改造、修繕(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。注1)及び撤去の設計及び工事は、都又は東京都指定給水装置工事事業者(以下「指定事業者」という。)が施行する。	4 給水装置工事 (省略) (3) 施工者 給水装置の新設、改造、修繕(厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。注1)及び撤去の設計及び工事は、都又は東京都指定給水装置工事事業者(以下「指定事業者」という。)が施行する。	所管省庁の変更に伴う																																			
第二章	第二章 指定給水装置工事事業者	第二章 指定給水装置工事事業者																																				
第二章 第4節 1	第4節 指定給水装置工事事業者の申請・届出に関する手続 1 受付場所等 <u>指定給水装置工事事業者の各種申請・届出については、LoGoフォーム(電子申請システム)、又は書面による受付を行っている。各種申請・届出の受付場所等については下表のとおりである。</u> <table border="1" data-bbox="308 743 1454 1432"> <thead> <tr> <th>申請・届出の種類</th> <th>手数料</th> <th>受付場所(受付方法)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定の申請</td> <td>9,400円 ※1</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> LoGoフォーム(電子申請システム) 給水部給水課 (都庁第二本庁舎23階) ☎ 03(5320)6434 </td> </tr> <tr> <td>指定事業者証の再交付申請</td> <td>2,100円 ※1</td> <td> ※1 各手数料については、給水部給水課窓口での支払い、又は後日、納入通知書を送付。 </td> </tr> <tr> <td>廃止、休止及び再開の届出</td> <td>----</td> <td rowspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> LoGoフォーム(電子申請システム) 給水部給水課(郵送可) 多摩水道改革推進本部調整部技術指導課 各給水管工事事務所 各サービスステーション ※2 指定の更新については、後日、納入通知書を送付。 </td> </tr> <tr> <td>指定事項変更の届出</td> <td>----</td> </tr> <tr> <td>主任技術者の選任・解任の届出</td> <td>----</td> </tr> <tr> <td>指定の更新</td> <td>9,400円 ※2</td> </tr> </tbody> </table>	申請・届出の種類	手数料	受付場所(受付方法)	指定の申請	9,400円 ※1	<ul style="list-style-type: none"> LoGoフォーム(電子申請システム) 給水部給水課 (都庁第二本庁舎23階) ☎ 03(5320)6434 	指定事業者証の再交付申請	2,100円 ※1	※1 各手数料については、給水部給水課窓口での支払い、又は後日、納入通知書を送付。	廃止、休止及び再開の届出	----	<ul style="list-style-type: none"> LoGoフォーム(電子申請システム) 給水部給水課(郵送可) 多摩水道改革推進本部調整部技術指導課 各給水管工事事務所 各サービスステーション ※2 指定の更新については、後日、納入通知書を送付。	指定事項変更の届出	----	主任技術者の選任・解任の届出	----	指定の更新	9,400円 ※2	第4節 指定給水装置工事事業者の申請・届出に関する手続 1 受付場所等 <table border="1" data-bbox="1525 743 2671 1222"> <thead> <tr> <th>申請・届出の種類</th> <th>手数料</th> <th>受付場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定の申請</td> <td>9,400円</td> <td rowspan="2"> 給水部給水課 (都庁第二本庁舎23階) ☎ 03(5320)6434 </td> </tr> <tr> <td>指定事業者証の再交付申請</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>廃止、休止及び再開の届出</td> <td>----</td> <td rowspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> 給水部給水課(郵送可) 多摩水道改革推進本部調整部技術指導課 各給水管工事事務所 各サービスステーション ※指定の更新については、後日、納入通知書を送付。 </td> </tr> <tr> <td>指定事項変更の届出</td> <td>----</td> </tr> <tr> <td>主任技術者の選任・解任の届出</td> <td>----</td> </tr> <tr> <td>指定の更新</td> <td>9,400円※</td> </tr> </tbody> </table>	申請・届出の種類	手数料	受付場所	指定の申請	9,400円	給水部給水課 (都庁第二本庁舎23階) ☎ 03(5320)6434	指定事業者証の再交付申請	2,100円	廃止、休止及び再開の届出	----	<ul style="list-style-type: none"> 給水部給水課(郵送可) 多摩水道改革推進本部調整部技術指導課 各給水管工事事務所 各サービスステーション ※指定の更新については、後日、納入通知書を送付。	指定事項変更の届出	----	主任技術者の選任・解任の届出	----	指定の更新	9,400円※	申請方法の追加に伴う
申請・届出の種類	手数料	受付場所(受付方法)																																				
指定の申請	9,400円 ※1	<ul style="list-style-type: none"> LoGoフォーム(電子申請システム) 給水部給水課 (都庁第二本庁舎23階) ☎ 03(5320)6434 																																				
指定事業者証の再交付申請	2,100円 ※1	※1 各手数料については、給水部給水課窓口での支払い、又は後日、納入通知書を送付。																																				
廃止、休止及び再開の届出	----	<ul style="list-style-type: none"> LoGoフォーム(電子申請システム) 給水部給水課(郵送可) 多摩水道改革推進本部調整部技術指導課 各給水管工事事務所 各サービスステーション ※2 指定の更新については、後日、納入通知書を送付。																																				
指定事項変更の届出	----																																					
主任技術者の選任・解任の届出	----																																					
指定の更新	9,400円 ※2																																					
申請・届出の種類	手数料	受付場所																																				
指定の申請	9,400円	給水部給水課 (都庁第二本庁舎23階) ☎ 03(5320)6434																																				
指定事業者証の再交付申請	2,100円																																					
廃止、休止及び再開の届出	----	<ul style="list-style-type: none"> 給水部給水課(郵送可) 多摩水道改革推進本部調整部技術指導課 各給水管工事事務所 各サービスステーション ※指定の更新については、後日、納入通知書を送付。																																				
指定事項変更の届出	----																																					
主任技術者の選任・解任の届出	----																																					
指定の更新	9,400円※																																					
	2 申請手続 (1) 指定の申請 指定を受けようとする者は、 <u>LoGoフォームによる手続を行うか、又は</u> 次の書類等を提出する。 (省略) (2) 指定の更新 上記(1)の <u>手続</u> は、指定の更新について <u>も</u> 準用する。 (省略) (3) 指定事項変更届 指定事業者は、事業所の名称、所在地等に変更があったときは、変更があった日から30日以内に、 <u>LoGoフォームによる手続を行うか、又は</u> 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(施行規則様式第10)に次表の書類を添えて提出する。	2 申請手続 (1) 指定の申請 指定を受けようとする者は、次の書類等を提出する。 (省略) (2) 指定の更新 上記(1)の <u>規定</u> は、指定の更新について準用する。 (省略) (3) 指定事項変更届 指定事業者は、事業所の名称、所在地等に変更があったときは、変更があった日から30日以内に、指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(施行規則様式第10)に次表の書類を添えて提出する。																																				

【添付書類】 (表中○印が添付書類として必要)

届出の種類		定款の写し ※3	誓約書 ※4	賃貸借契約書又は、公共料金等の支払証の写し ※3	備考
指定事項の変更	氏名又は名称	法人	○		定款は直近のもの 役員の解任のみの場合は誓約書不要
		個人	添付書類なし		
	住所	法人	○		
		個人	添付書類なし		
	代表者	法人	○	○	
	役員	法人		○	
事業所の名称又は所在地	法人			○※1	※1 登記事項証明書の住所と同一の場合は不要
	個人			○※2	※2 住民票の住所と同一の場合は不要
主任技術者の選任・解任	法人				免状又は主任技術者証の写しを添付(選任のみ)※3
	個人				

※3 LoGoフォームによる申請・届出の場合は、同フォームに電子ファイルとして添付する。
 ※4 LoGoフォームによる申請・届出の場合は、同フォームから申請するため添付不要。

(省略)

(4) 事業の廃止、休止又は再開の届出

LoGoフォームによる手続を行うか、又は給水装置工事事業者休止届出書(施行規則様式第1
 廃止
 再開

1)を提出する。

(省略)

(5) 選任・解任の届出

給水装置工事主任技術者の選任・解任は、LoGoフォームによる手続を行うか、又は給水装置
 工事主任技術者選任・解任届(施行規則様式第3)を提出する。

(省略)

(6) 指定給水装置工事事業者証再交付申請

ア 指定事業者証を紛失し、又はき損したときは、LoGoフォームによる手続を行うか、又は
 指定給水装置工事事業者証再交付申請書を提出し、再交付を受けることができる。
 イ 代表者の氏名に変更があり、指定事業者証の交付を受けようとする者は、LoGoフォー
 ムによる手続を行うか、又は指定給水装置工事事業者証再交付申請書を提出する。

第三章

第三章 手続

第三章
 第2節
 1
 1.5

第2節 工事施行に伴う都への申込み(申請)手続き等

1 給水装置工事の施行承認
 1.5 施行承認の申込方法
 (省略)
 (削除)

(省略)

(2) 「指定給水装置工事事業者工事調書」(様式2-1、以下「指定事業者調書」という。)

(省略)

エ 旧工業用水道管、下水再生水管及び井戸等導水管の布設の有無

当該工事箇所(給水管を分岐する配水小管又は給水管が敷設されている路線)が旧工業用水道
 管、下水再生水管又は井戸等導水管の布設路線であるかの有無について、当該事項を○で囲むこ
 と。(区部においては、井戸導水管布設路線は無い。)

【添付書類】 (表中○印が添付書類として必要)

届出の種類		定款の写し	誓約書	賃貸借契約書又は、公共料金等の支払証の写し	備考
指定事項の変更	氏名又は名称	法人	○		定款は直近のもの 役員の解任のみの場合は誓約書不要
		個人	添付書類なし		
	住所	法人	○		
		個人	添付書類なし		
	代表者	法人	○	○	
	役員	法人		○	
事業所の名称又は所在地	法人			○※1	※1 登記事項証明書の住所と同一の場合は不要
	個人			○※2	※2 住民票の住所と同一の場合は不要
主任技術者の選任・解任	法人				免状又は主任技術者証の写しを添付(選任のみ)
	個人				

(省略)

(4) 事業の廃止、休止又は再開の届出

給水装置工事事業者休止届出書(施行規則様式第11)を提出する。
 廃止
 再開

(省略)

(5) 選任・解任の届出

給水装置工事主任技術者の選任・解任は、給水装置工事主任技術者選任・解任届(施
 行規則様式第3)を提出する。

(省略)

(6) 指定給水装置工事事業者証再交付申請

ア 指定事業者証を紛失し、又はき損したときは、指定給水装置工事事業者証再交付申請
 書を提出し、再交付を受けることができる。
 イ 代表者の氏名に変更があり、指定事業者証の交付を受けようとする者は、指定給水装
 置工事事業者証再交付申請書を提出する。

第三章

第三章 手続

第三章
 第2節
 1
 1.5

第2節 工事施行に伴う都への申込み(申請)手続き等

1 給水装置工事の施行承認
 1.5 施行承認の申込方法
 (省略)

なお、令和5年4月1日付けで廃止となった様式(以下、「旧様式」という。)については、令
 和6年3月31日まで使用可能とする。
 ただし、一申請において現行様式と旧様式の併用は認めない。

(省略)

(2) 「指定給水装置工事事業者工事調書」(様式2-1、以下「指定事業者調書」という。)

(省略)

エ 旧工業用水道管、下水再生水管及び井戸等導水管(多摩地区)の布設の有無

当該工事箇所(給水管を分岐する配水小管又は給水管が敷設されている路線)が旧工業用水道
 管、下水再生水管又は井戸等導水管の布設路線であるかの有無について、当該事項を○で囲むこ
 と。

文言の整理
 に伴う

		また、区部での申し込みの場合は、井戸導水管布設路線で抹消すること。	
第三章 第2節 3 3.3	3 配水小管から給水管の分岐又は撤去する工事の施行を申し込む場合（指定事業者施行） 3.3 申込方法 （省略） （1）提出書類及び記入方法 （省略） オ 給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書（様式279） （省略） （キ）申込者（指定給水装置工事事業者）・緊急時対応責任者 指定給水装置工事事業者の <u>指定番号</u> 、住所、名称、氏名（法人の場合は代表者）、電話番号を記入すること。	3 配水小管から給水管の分岐又は撤去する工事の施行を申し込む場合（指定事業者施行） 3.3 申込方法 （省略） （1）提出書類及び記入方法 （省略） オ 給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書（様式279） （省略） （キ）申込者（指定給水装置工事事業者）・緊急時対応責任者 指定給水装置工事事業者の住所、名称、氏名（法人の場合は代表者）、電話番号を記入すること。	
第三章 第2節 4	4 道路占用許可申請等の諸届 4.2 道路占用許可申請手続 （省略） （1）提出書類及び記入方法 「給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書」（様式279） <u>工事場所を記入すると共に施工主欄に委任者（工事申込者）住所及び氏名を記入すること。</u> （削除）	4 道路占用許可申請等の諸届 4.2 道路占用許可申請手続 （省略） （1）提出書類及び記入方法 「給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書」（様式279） 施工主欄に委任者（工事申込者）住所及び氏名を記入すること。また、工事場所を記入し、裏面の不要な占用規則を二本線で抹消すること。 なお、道路占用が都道と区道というように、二つ以上の道路管理者にまたがる場合は、それぞれの占用規則を記入し、1部提出すること（注）。	取扱いの整理に伴う
第三章 第2節 6 6.3.2	6 設計審査及び工事検査 6.3.2 給水装置の構造及び材質の基準に関する技術的細目 給水装置工事主任技術者は、施行する給水装置を水道法施行令第6条に規定する基準に適合させるために、 <u>国土交通省令「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」</u> で定める技術的細目を熟知し、使用材料や施行した給水装置が構造・材質の基準に適合していることを確認しなければならない。 なお、 <u>国土交通省令</u> において、次の項目について具体的な基準が定められている。	6 設計審査及び工事検査 6.3.2 給水装置の構造及び材質の基準に関する技術的細目 給水装置工事主任技術者は、施行する給水装置を水道法施行令第6条に規定する基準に適合させるために、 <u>厚生労働省令第14号「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」</u> で定める技術的細目を熟知し、使用材料や施行した給水装置が構造・材質の基準に適合していることを確認しなければならない。 なお、 <u>厚生労働省令</u> において、次の項目について具体的な基準が定められている。	所管省庁の変更に伴う
第三章 第2節 6.4.2	6.4.2 給水管（取付・撤去）工事検査の申込み （省略） （6）工事照会兼立会依頼（写し）の提出 都が各企業者へ工事照会及び立会依頼が実施されたことを確認できるよう、道路掘削及び舗装工事を含むすべての水道工事において、原則として、施工日の2営業日前までに、各企業者へ依頼した工事照会及び立会依頼のWEB申請番号又はFAX送付日を電話等により報告すること。 <u>なお、WEB申請には他に「埋設物調査依頼」、「施工協議・立会依頼」、「立会依頼」があるが、工事照会兼立会依頼を確実に実施すること。</u> 報告がなかった場合（工事照会及び立会依頼の実施が確認できなかった場合）は、予定していた検査は、原則として延期又は中止となるので注意すること。	6.4.2 給水管（取付・撤去）工事検査の申込み （省略） （6）工事照会兼立会依頼（写し）の提出 都が各企業者へ工事照会及び立会依頼が実施されたことを確認できるよう、道路掘削及び舗装工事を含むすべての水道工事において、原則として、施工日の2営業日前までに、各企業者へ依頼した工事照会及び立会依頼のWEB申請番号又はFAX送付日を電話等により報告すること。 なお、報告がなかった場合（工事照会及び立会依頼の実施が確認できなかった場合）は、予定していた検査は、原則として延期又は中止となるので注意すること。	文言の整理に伴う
第三章 第2節 6.4.3	6.4.3 工事検査の申込み （省略） （1）提出書類 ア「指定給水装置工事事業者工事検査申込書」（様式37-2、以下「工事検査申込書」という。） なお、工事検査申込書に給水装置工事完成後の自主検査時に行った水質確認結果（残留塩素濃度測定値及び測定日）を記入すること。 また、 <u>連続したお客さま番号かつ</u> 、同一所有者の連合給水管を同時施行した場合は、工事検査申込書1枚にまとめて検査の申込みをすることができる。この場合、お客さま番号欄は次のように記入すること	6.4.3 工事検査の申込み （省略） （1）提出書類 ア「指定給水装置工事事業者工事検査申込書」（様式37-2、以下「工事検査申込書」という。） なお、工事検査申込書に給水装置工事完成後の自主検査時に行った水質確認結果（残留塩素濃度測定値及び測定日）を記入すること。 また、 <u>新設工事で</u> 、同一所有者の連合給水管を同時施行した場合は、工事検査申込書1枚にまとめて検査の申込みをすることができる。この場合、お客さま番号欄は次のように記入すること。	取扱いの変更に伴う
第三章 第2節 22 22.1	2.2 直結型非常用貯水槽（管）設置に関する取扱い 22.1 設置条件 （1）貯水槽及び付属する給水器具等は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合したものであること。 （2）設置箇所の上流側に止水用器具、逆止弁を近接して設置すること。 ただし、貯水槽本体に逆流防止性能基準を有している場合は、逆止弁の設置は不要とする。 <u>（3）水道局の水質管理範囲は器具の一次側までとする。また、器具の一次側に水質確認用の水栓</u>	2.2 直結型非常用貯水槽（管）設置に関する取扱い 22.1 設置条件 （1）貯水槽及び付属する給水器具等は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合したものであること。 （2）設置箇所の上流側に止水用器具、逆止弁を近接して設置すること。 ただし、貯水槽本体に逆流防止性能基準を有している場合は、逆止弁の設置は不要とする。 (新規追加)	取扱いの変更に伴う

	<p>を設けること。器具の一次側が集合住宅の親メータにより、総括方式となる場合は、手前に水質確認用のメータを設けたうえで水栓を設けること。</p> <p>なお、直結共用メータが設置されている場合は、設置を省略できる。</p> <p><u>(4) 原則、特例直圧給水方式、3階までの例外方式での設置は不可とする。また、貯水槽方式との併用も不可とする。</u></p> <p><u>(5) 貯水槽に「災害時用」、「非常時用」等の表示をおこなうこと。</u></p> <p><u>(6) 器具に点検口を設ける場合は、施錠等を行い緊急時以外開閉できないような構造とすること。</u></p>	<p>(新規追加)</p> <p>(3) 貯水槽に「災害時用」、「非常時用」等の表示をおこなうこと。</p> <p>(新規追加)</p>	
<p>第三章 第2節 22.2</p>	<p>22.2 その他</p> <p>(1) 設置箇所以降の使用水量が貯水槽に停滞を生じさせないよう十分な水量であることを確認できる計算書等を必要に応じて提出すること。</p> <p>(2) 配管・構造等については、「給水装置設計・施工基準18 特殊器具の設置に関する取扱い」による。</p> <p><u>(3) メーカー等と連携し、使用者に対して非常時の使用方法や管理方法等を周知すること。</u></p> <p><u>(4) 塗装は鋼製の器具のみとし、塗料はJWWA K135又はJWWA K157に適合した塗料を使用していること。</u></p> <p><u>(5) 器具の保守点検、清掃、消毒、再塗装、取替え、補修等を行う場合は、指定給水装置工事事業者が行い、必要に応じて、施工後に構造材質基準の性能が満たされていること。</u></p> <p><u>(6) 集合住宅等の親メータ先に設置し、総括方式となる場合は、器具に付帯する給水栓の有無に関わらず、様式272「受水タンク及び高置タンクへの非常用給水栓・直結型非常用貯水槽設置申請（届出）書」を提出すること。</u></p> <p><u>(7) 設計図及び完成図への記載は、「給水装置設計・施工基準25 設計図及び完成図の作成方法」を参照すること。</u></p>	<p>22.2 その他</p> <p>(1) 設置箇所以降の使用水量が貯水槽に停滞を生じさせないよう十分な水量であることを確認できる計算書等を必要に応じて提出すること。</p> <p>(2) 配管・構造等については、「給水装置設計・施工基準18 特殊器具の設置に関する取扱い」による。</p> <p>(新規追加)</p> <p>(新規追加)</p> <p>(新規追加)</p> <p>(新規追加)</p> <p>(3) 設計図及び完成図への記載は、「特殊器具」扱いとし「品名」等を付記すること。</p>	<p>取扱いの変更に伴う</p>
<p>第三章 第2節 24.2</p>	<p>24.2 申請手続 (省略)</p> <p>(2) 提出書類及び記入方法</p> <p>ア 受水タンク及び高置タンクへの非常用給水栓・直結型非常用貯水槽設置申請（届出）書（様式272） 必要事項の記入をして提出すること。</p>	<p>24.2 申請手続 (省略)</p> <p>(2) 提出書類及び記入方法</p> <p>ア 受水タンク及び高置タンクへの非常用給水栓設置申請（届出）書（様式272） 必要事項の記入をして提出すること。</p>	<p>様式の変更に伴う</p>
<p>第三章 第2節 24.3</p>	<p>24.3 誓約事項の遵守</p> <p>設置に当たっては、都に提出する「受水タンク及び高置タンクへの非常用給水栓・直結型非常用貯水槽設置申請（届出）書」に記載された、次の誓約事項を遵守し適正に維持管理すること。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【誓約事項】</p> <p>① 災害時のみの使用とし、ポンプ故障や自然濁水、計画的工事等、一時的な断水や濁水時には使用しないこと。</p> <p>② 破損、損傷等した場合は、所有者及び管理責任者の責任において速やかに修繕を行うこと。 また、破損、損傷等による漏水や災害時以外の一般使用が認められた場合は、使用量に対する料金請求に応じること。</p> <p>③ 所有者、管理責任者及び連絡先等に変更があった場合は、本申請書を新たに作成し提出すること。</p> <p>④ 非常用給水栓の設置は、受水タンク及び高置タンク毎に1～2個程度とする。 また、設置に当たっては、受水タンク等の強度を損なうことのないよう、指定給水装置工事事業者や製造業者等と調整し設置すること。</p> <p>⑤ 非常用給水栓には「災害時以外使用不可」等の表示看板を設置すると共に、キー付水栓や結束バンド、若しくは蛇口のハンドルを取り外す等の措置を講じること。</p> <p>⑥ 東京都給水条例第33条の5に基づき、受水タンク及び高置タンク（非常用給水栓を含む。）を適切に管理すること。</p> <p>⑦ 非常用給水栓の設置完了後は、非常用給水栓の設置状況や表示看板等の措置状況等が判る写真を提出すること。</p> </div>	<p>24.3 誓約事項の遵守</p> <p>設置に当たっては、都に提出する「受水タンク及び高置タンクへの非常用給水栓設置申請（届出）書」に記載された、次の誓約事項を遵守し適正に維持管理すること。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【誓約事項】</p> <p>① 非常用給水栓の設置は、受水タンク及び高置タンク毎に1～2個程度とする。 また、設置に当たっては、受水タンク等の強度を損なうことのないよう、指定給水装置工事事業者や製造業者等と調整し設置すること。</p> <p>② 非常用給水栓には「災害時以外使用不可」等の表示看板を設置すると共に、キー付水栓や結束バンド、若しくは蛇口のハンドルを取り外す等の措置を講じること。</p> <p>③ 非常用給水栓は、災害時のみの使用とし、ポンプ故障や自然濁水、計画的工事等、一時的な断水や濁水時には使用しないこと。</p> <p>④ 東京都給水条例第33条の5に基づき、受水タンク及び高置タンク（非常用給水栓を含む。）を適切に管理すること。</p> <p>⑤ 非常用給水栓が破損、損傷等した場合は、所有者及び管理責任者の責任において速やかに修繕を行うこと。 また、破損、損傷等による漏水や災害時以外の一般使用が認められた場合は、使用量に対する料金請求に応じること。</p> <p>⑥ 非常用給水栓の設置完了後は、非常用給水栓の設置状況や表示看板等の措置状況等が判る写真を提出すること。</p> <p>⑦ 所有者、管理責任者及び連絡先等に変更があった場合は、本申請書を新たに作成し提出すること。</p> </div>	<p>様式の変更に伴う</p>
<p>第三章 第2節</p>	<p>2.7 給水装置工事電子申請機能における給水装置工事等の申込み</p> <p>27.3 申込み時の注意事項</p>	<p>2.7 給水装置工事電子申請機能における給水装置工事等の申込み</p> <p>27.3 申込み時の注意事項</p>	<p>文言の整理に伴う</p>

27 27.3	<p>(省略)</p> <p><u>(4) 施行承認申込有無が誤選択のもの</u></p> <p>(省略)</p> <p>【複数工事申請】 同時施行する連合給水管の工事を申し込む場合及び<u>受水タンク以下</u>メータを撤去して、<u>直圧直結給水に切替工事</u>を申し込む場合</p>	<p>(省略)</p> <p>(新規追加)</p> <p>(省略)</p> <p>【複数工事申請】 同時施行する連合給水管の工事を申し込む場合及び<u>子メータ</u>の設置又は撤去を申し込む場合</p>	
------------	---	--	--

第三章 第2節 27.5	<p>27.5 電子申請における申請書類一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>様式番号</th> <th>様式名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="10">システム内で作成する書類</td><td>1-1</td><td>給水装置工事電子申請申込書</td></tr> <tr><td>1-2</td><td>指定給水装置工事事業者工事調書</td></tr> <tr><td>5-2</td><td>給水工費清算還付金口座振込依頼書</td></tr> <tr><td>37-1</td><td>指定給水装置工事事業者工事検査申込書</td></tr> <tr><td>42-1</td><td>三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書</td></tr> <tr><td>42-2</td><td>三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書(依頼)</td></tr> <tr><td>42-3</td><td>三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書(回答)</td></tr> <tr><td>43-2</td><td>三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査結果(回答)</td></tr> <tr><td>213-1</td><td>給水装置の設置について(協議・報告)</td></tr> <tr><td>213-3</td><td>給水装置の設置について(回答)</td></tr> <tr><td rowspan="4">必要に応じてシステム内で作成する書類</td><td>3-1</td><td>給水装置工事取消・設計変更・施行延期・設計変更承諾届</td></tr> <tr><td>6</td><td>給水装置不使用兼撤去届</td></tr> <tr><td>213-2</td><td>雑用水利用を開始する建築物の報告</td></tr> <tr><td>214</td><td>自己認証品使用報告書</td></tr> <tr><td rowspan="2">システムへ添付する書類(必須書類)</td><td>参考</td><td>設計図</td></tr> <tr><td>参考</td><td>完成図</td></tr> <tr><td rowspan="28">必要に応じて電子ファイル及び窓口へ提出する書類</td><td>1-3</td><td>給水装置工事申請申込書</td></tr> <tr><td>2-1</td><td>指定給水装置工事事業者工事調書 受水タンク以下装置メータ設置(新設・改造・撤去)調書</td></tr> <tr><td>43-2</td><td>三階までの直結給水・特例直結給水事前調査結果回答</td></tr> <tr><td>55</td><td>増圧・特例・例外受水タンク以下装置メータ設置承認申請書</td></tr> <tr><td>56</td><td>受水タンク以下装置メータ設置条件承諾書</td></tr> <tr><td>(削除)</td><td></td></tr> <tr><td>(削除)</td><td></td></tr> <tr><td>91</td><td>道路占用許可申請書</td></tr> <tr><td>196</td><td>増圧給水設備等(設置・変更・廃止)状況調査表</td></tr> <tr><td>196-1</td><td>増圧給水設備設置状況調査表 直列多段・並列給水方式用</td></tr> <tr><td>213-1</td><td>給水装置の設置について(協議・報告)</td></tr> <tr><td>213-2</td><td>雑用水利用を開始する建築物の報告</td></tr> <tr><td>213-3</td><td>給水装置の設置について(回答)</td></tr> <tr><td>(削除)</td><td></td></tr> <tr><td>(削除)</td><td></td></tr> <tr><td>239</td><td>貯水槽水道設置・変更・廃止届</td></tr> <tr><td>276</td><td>入館方法の報告</td></tr> <tr><td>277</td><td>給水装置関係各種届出書(給水装置(共有・所有者名義変更(全部・一部)・工事完了))</td></tr> <tr><td>279</td><td>給水管(取付・撤去)工事各種申請申込書</td></tr> <tr><td>参考</td><td>案内図</td></tr> <tr><td>参考</td><td>分岐及び配管施工者実務経験証明書及び証明書類</td></tr> <tr><td>参考</td><td>掘削及び道路復旧予定図</td></tr> <tr><td>参考</td><td>道路占用申請パターン図</td></tr> <tr><td>参考</td><td>現況写真</td></tr> <tr><td>参考</td><td>支分栓の撤去写真</td></tr> <tr><td>参考</td><td>水質試験(又は浸出性能試験)の結果書の写し</td></tr> <tr><td rowspan="4">必要に応じて提出する書類(持参)</td><td>37-2</td><td>指定給水装置工事事業者工事検査申込書(再検査)</td></tr> <tr><td>251</td><td>緊急時対応責任者・分岐及び配管施工者変更届及び証明書類</td></tr> <tr><td>参考</td><td>工事写真帳</td></tr> <tr><td>参考</td><td>道路復旧共同施工協議書</td></tr> </tbody> </table>	種別	様式番号	様式名	システム内で作成する書類	1-1	給水装置工事電子申請申込書	1-2	指定給水装置工事事業者工事調書	5-2	給水工費清算還付金口座振込依頼書	37-1	指定給水装置工事事業者工事検査申込書	42-1	三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書	42-2	三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書(依頼)	42-3	三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書(回答)	43-2	三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査結果(回答)	213-1	給水装置の設置について(協議・報告)	213-3	給水装置の設置について(回答)	必要に応じてシステム内で作成する書類	3-1	給水装置工事取消・設計変更・施行延期・設計変更承諾届	6	給水装置不使用兼撤去届	213-2	雑用水利用を開始する建築物の報告	214	自己認証品使用報告書	システムへ添付する書類(必須書類)	参考	設計図	参考	完成図	必要に応じて電子ファイル及び窓口へ提出する書類	1-3	給水装置工事申請申込書	2-1	指定給水装置工事事業者工事調書 受水タンク以下装置メータ設置(新設・改造・撤去)調書	43-2	三階までの直結給水・特例直結給水事前調査結果回答	55	増圧・特例・例外受水タンク以下装置メータ設置承認申請書	56	受水タンク以下装置メータ設置条件承諾書	(削除)		(削除)		91	道路占用許可申請書	196	増圧給水設備等(設置・変更・廃止)状況調査表	196-1	増圧給水設備設置状況調査表 直列多段・並列給水方式用	213-1	給水装置の設置について(協議・報告)	213-2	雑用水利用を開始する建築物の報告	213-3	給水装置の設置について(回答)	(削除)		(削除)		239	貯水槽水道設置・変更・廃止届	276	入館方法の報告	277	給水装置関係各種届出書(給水装置(共有・所有者名義変更(全部・一部)・工事完了))	279	給水管(取付・撤去)工事各種申請申込書	参考	案内図	参考	分岐及び配管施工者実務経験証明書及び証明書類	参考	掘削及び道路復旧予定図	参考	道路占用申請パターン図	参考	現況写真	参考	支分栓の撤去写真	参考	水質試験(又は浸出性能試験)の結果書の写し	必要に応じて提出する書類(持参)	37-2	指定給水装置工事事業者工事検査申込書(再検査)	251	緊急時対応責任者・分岐及び配管施工者変更届及び証明書類	参考	工事写真帳	参考	道路復旧共同施工協議書	<p>27.5 電子申請における申請書類一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>様式番号</th> <th>様式名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="10">システム内で作成する書類</td><td>1-1</td><td>給水装置工事電子申請申込書</td></tr> <tr><td>1-2</td><td>指定給水装置工事事業者工事調書</td></tr> <tr><td>5-2</td><td>給水工費清算還付金口座振込依頼書</td></tr> <tr><td>37-1</td><td>指定給水装置工事事業者工事検査申込書</td></tr> <tr><td>42-1</td><td>三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書</td></tr> <tr><td>42-2</td><td>三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書(依頼)</td></tr> <tr><td>42-3</td><td>三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書(回答)</td></tr> <tr><td>43-2</td><td>三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査結果(回答)</td></tr> <tr><td>213-1</td><td>給水装置の設置について(協議・報告)</td></tr> <tr><td>213-3</td><td>給水装置の設置について(回答)</td></tr> <tr><td rowspan="4">必要に応じてシステム内で作成する書類</td><td>3-1</td><td>給水装置工事取消・設計変更・施行延期・設計変更承諾届</td></tr> <tr><td>6</td><td>給水装置不使用兼撤去届</td></tr> <tr><td>213-2</td><td>雑用水利用を開始する建築物の報告</td></tr> <tr><td>214</td><td>自己認証品使用報告書</td></tr> <tr><td rowspan="2">システムへ添付する書類(必須書類)</td><td>参考</td><td>設計図</td></tr> <tr><td>参考</td><td>完成図</td></tr> <tr><td rowspan="28">必要に応じて電子ファイル及び窓口へ提出する書類</td><td>1-3</td><td>給水装置工事申請申込書</td></tr> <tr><td>2-1</td><td>指定給水装置工事事業者工事調書 受水タンク以下装置メータ設置(新設・改造・撤去)調書</td></tr> <tr><td>43-2</td><td>三階までの直結給水・特例直結給水事前調査結果回答</td></tr> <tr><td>55</td><td>増圧・特例・例外受水タンク以下装置メータ設置承認申請書</td></tr> <tr><td>56</td><td>受水タンク以下装置メータ設置条件承諾書</td></tr> <tr><td>57</td><td>共同住宅扱い管理人使用者等変更届兼受水タンク以下メータ設置管理人(選定・変更)届</td></tr> <tr><td>74</td><td>道路占用手続委任書</td></tr> <tr><td>91</td><td>道路占用許可申請書</td></tr> <tr><td>196</td><td>増圧給水設備等(設置・変更・廃止)状況調査表</td></tr> <tr><td>196-1</td><td>増圧給水設備設置状況調査表 直列多段・並列給水方式用</td></tr> <tr><td>213-1</td><td>給水装置の設置について(協議・報告)</td></tr> <tr><td>213-2</td><td>雑用水利用を開始する建築物の報告</td></tr> <tr><td>213-3</td><td>給水装置の設置について(回答)</td></tr> <tr><td>215</td><td>給水管(取付・撤去)工事承認申請書/道路占用手続申込書</td></tr> <tr><td>217</td><td>給水管(取付・撤去)工事検査申込書</td></tr> <tr><td>239</td><td>貯水槽水道設置・変更・廃止届</td></tr> <tr><td>276</td><td>入館方法の報告</td></tr> <tr><td>277</td><td>給水装置関係各種届出書(給水装置(共有・所有者名義変更(全部・一部)・工事完了))</td></tr> <tr><td>279</td><td>給水管(取付・撤去)工事各種申請申込書</td></tr> <tr><td>参考</td><td>案内図</td></tr> <tr><td>参考</td><td>分岐及び配管施工者実務経験証明書及び証明書類</td></tr> <tr><td>参考</td><td>掘削及び道路復旧予定図</td></tr> <tr><td>参考</td><td>道路占用申請パターン図</td></tr> <tr><td>参考</td><td>現況写真</td></tr> <tr><td>参考</td><td>支分栓の撤去写真</td></tr> <tr><td>参考</td><td>水質試験(又は浸出性能試験)の結果書の写し</td></tr> <tr><td rowspan="4">必要に応じて提出する書類(持参)</td><td>37-2</td><td>指定給水装置工事事業者工事検査申込書(再検査)</td></tr> <tr><td>251</td><td>緊急時対応責任者・分岐及び配管施工者変更届及び証明書類</td></tr> <tr><td>参考</td><td>工事写真帳</td></tr> <tr><td>参考</td><td>道路復旧共同施工協議書</td></tr> </tbody> </table>	種別	様式番号	様式名	システム内で作成する書類	1-1	給水装置工事電子申請申込書	1-2	指定給水装置工事事業者工事調書	5-2	給水工費清算還付金口座振込依頼書	37-1	指定給水装置工事事業者工事検査申込書	42-1	三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書	42-2	三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書(依頼)	42-3	三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書(回答)	43-2	三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査結果(回答)	213-1	給水装置の設置について(協議・報告)	213-3	給水装置の設置について(回答)	必要に応じてシステム内で作成する書類	3-1	給水装置工事取消・設計変更・施行延期・設計変更承諾届	6	給水装置不使用兼撤去届	213-2	雑用水利用を開始する建築物の報告	214	自己認証品使用報告書	システムへ添付する書類(必須書類)	参考	設計図	参考	完成図	必要に応じて電子ファイル及び窓口へ提出する書類	1-3	給水装置工事申請申込書	2-1	指定給水装置工事事業者工事調書 受水タンク以下装置メータ設置(新設・改造・撤去)調書	43-2	三階までの直結給水・特例直結給水事前調査結果回答	55	増圧・特例・例外受水タンク以下装置メータ設置承認申請書	56	受水タンク以下装置メータ設置条件承諾書	57	共同住宅扱い管理人使用者等変更届兼受水タンク以下メータ設置管理人(選定・変更)届	74	道路占用手続委任書	91	道路占用許可申請書	196	増圧給水設備等(設置・変更・廃止)状況調査表	196-1	増圧給水設備設置状況調査表 直列多段・並列給水方式用	213-1	給水装置の設置について(協議・報告)	213-2	雑用水利用を開始する建築物の報告	213-3	給水装置の設置について(回答)	215	給水管(取付・撤去)工事承認申請書/道路占用手続申込書	217	給水管(取付・撤去)工事検査申込書	239	貯水槽水道設置・変更・廃止届	276	入館方法の報告	277	給水装置関係各種届出書(給水装置(共有・所有者名義変更(全部・一部)・工事完了))	279	給水管(取付・撤去)工事各種申請申込書	参考	案内図	参考	分岐及び配管施工者実務経験証明書及び証明書類	参考	掘削及び道路復旧予定図	参考	道路占用申請パターン図	参考	現況写真	参考	支分栓の撤去写真	参考	水質試験(又は浸出性能試験)の結果書の写し	必要に応じて提出する書類(持参)	37-2	指定給水装置工事事業者工事検査申込書(再検査)	251	緊急時対応責任者・分岐及び配管施工者変更届及び証明書類	参考	工事写真帳	参考	道路復旧共同施工協議書	<p>取扱いの変更に伴う</p>
種別	様式番号	様式名																																																																																																																																																																																																									
システム内で作成する書類	1-1	給水装置工事電子申請申込書																																																																																																																																																																																																									
	1-2	指定給水装置工事事業者工事調書																																																																																																																																																																																																									
	5-2	給水工費清算還付金口座振込依頼書																																																																																																																																																																																																									
	37-1	指定給水装置工事事業者工事検査申込書																																																																																																																																																																																																									
	42-1	三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書																																																																																																																																																																																																									
	42-2	三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書(依頼)																																																																																																																																																																																																									
	42-3	三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書(回答)																																																																																																																																																																																																									
	43-2	三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査結果(回答)																																																																																																																																																																																																									
	213-1	給水装置の設置について(協議・報告)																																																																																																																																																																																																									
	213-3	給水装置の設置について(回答)																																																																																																																																																																																																									
必要に応じてシステム内で作成する書類	3-1	給水装置工事取消・設計変更・施行延期・設計変更承諾届																																																																																																																																																																																																									
	6	給水装置不使用兼撤去届																																																																																																																																																																																																									
	213-2	雑用水利用を開始する建築物の報告																																																																																																																																																																																																									
	214	自己認証品使用報告書																																																																																																																																																																																																									
システムへ添付する書類(必須書類)	参考	設計図																																																																																																																																																																																																									
	参考	完成図																																																																																																																																																																																																									
必要に応じて電子ファイル及び窓口へ提出する書類	1-3	給水装置工事申請申込書																																																																																																																																																																																																									
	2-1	指定給水装置工事事業者工事調書 受水タンク以下装置メータ設置(新設・改造・撤去)調書																																																																																																																																																																																																									
	43-2	三階までの直結給水・特例直結給水事前調査結果回答																																																																																																																																																																																																									
	55	増圧・特例・例外受水タンク以下装置メータ設置承認申請書																																																																																																																																																																																																									
	56	受水タンク以下装置メータ設置条件承諾書																																																																																																																																																																																																									
	(削除)																																																																																																																																																																																																										
	(削除)																																																																																																																																																																																																										
	91	道路占用許可申請書																																																																																																																																																																																																									
	196	増圧給水設備等(設置・変更・廃止)状況調査表																																																																																																																																																																																																									
	196-1	増圧給水設備設置状況調査表 直列多段・並列給水方式用																																																																																																																																																																																																									
	213-1	給水装置の設置について(協議・報告)																																																																																																																																																																																																									
	213-2	雑用水利用を開始する建築物の報告																																																																																																																																																																																																									
	213-3	給水装置の設置について(回答)																																																																																																																																																																																																									
	(削除)																																																																																																																																																																																																										
	(削除)																																																																																																																																																																																																										
	239	貯水槽水道設置・変更・廃止届																																																																																																																																																																																																									
	276	入館方法の報告																																																																																																																																																																																																									
	277	給水装置関係各種届出書(給水装置(共有・所有者名義変更(全部・一部)・工事完了))																																																																																																																																																																																																									
	279	給水管(取付・撤去)工事各種申請申込書																																																																																																																																																																																																									
	参考	案内図																																																																																																																																																																																																									
	参考	分岐及び配管施工者実務経験証明書及び証明書類																																																																																																																																																																																																									
	参考	掘削及び道路復旧予定図																																																																																																																																																																																																									
	参考	道路占用申請パターン図																																																																																																																																																																																																									
	参考	現況写真																																																																																																																																																																																																									
	参考	支分栓の撤去写真																																																																																																																																																																																																									
	参考	水質試験(又は浸出性能試験)の結果書の写し																																																																																																																																																																																																									
	必要に応じて提出する書類(持参)	37-2	指定給水装置工事事業者工事検査申込書(再検査)																																																																																																																																																																																																								
		251	緊急時対応責任者・分岐及び配管施工者変更届及び証明書類																																																																																																																																																																																																								
参考		工事写真帳																																																																																																																																																																																																									
参考		道路復旧共同施工協議書																																																																																																																																																																																																									
種別	様式番号	様式名																																																																																																																																																																																																									
システム内で作成する書類	1-1	給水装置工事電子申請申込書																																																																																																																																																																																																									
	1-2	指定給水装置工事事業者工事調書																																																																																																																																																																																																									
	5-2	給水工費清算還付金口座振込依頼書																																																																																																																																																																																																									
	37-1	指定給水装置工事事業者工事検査申込書																																																																																																																																																																																																									
	42-1	三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書																																																																																																																																																																																																									
	42-2	三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書(依頼)																																																																																																																																																																																																									
	42-3	三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書(回答)																																																																																																																																																																																																									
	43-2	三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査結果(回答)																																																																																																																																																																																																									
	213-1	給水装置の設置について(協議・報告)																																																																																																																																																																																																									
	213-3	給水装置の設置について(回答)																																																																																																																																																																																																									
必要に応じてシステム内で作成する書類	3-1	給水装置工事取消・設計変更・施行延期・設計変更承諾届																																																																																																																																																																																																									
	6	給水装置不使用兼撤去届																																																																																																																																																																																																									
	213-2	雑用水利用を開始する建築物の報告																																																																																																																																																																																																									
	214	自己認証品使用報告書																																																																																																																																																																																																									
システムへ添付する書類(必須書類)	参考	設計図																																																																																																																																																																																																									
	参考	完成図																																																																																																																																																																																																									
必要に応じて電子ファイル及び窓口へ提出する書類	1-3	給水装置工事申請申込書																																																																																																																																																																																																									
	2-1	指定給水装置工事事業者工事調書 受水タンク以下装置メータ設置(新設・改造・撤去)調書																																																																																																																																																																																																									
	43-2	三階までの直結給水・特例直結給水事前調査結果回答																																																																																																																																																																																																									
	55	増圧・特例・例外受水タンク以下装置メータ設置承認申請書																																																																																																																																																																																																									
	56	受水タンク以下装置メータ設置条件承諾書																																																																																																																																																																																																									
	57	共同住宅扱い管理人使用者等変更届兼受水タンク以下メータ設置管理人(選定・変更)届																																																																																																																																																																																																									
	74	道路占用手続委任書																																																																																																																																																																																																									
	91	道路占用許可申請書																																																																																																																																																																																																									
	196	増圧給水設備等(設置・変更・廃止)状況調査表																																																																																																																																																																																																									
	196-1	増圧給水設備設置状況調査表 直列多段・並列給水方式用																																																																																																																																																																																																									
	213-1	給水装置の設置について(協議・報告)																																																																																																																																																																																																									
	213-2	雑用水利用を開始する建築物の報告																																																																																																																																																																																																									
	213-3	給水装置の設置について(回答)																																																																																																																																																																																																									
	215	給水管(取付・撤去)工事承認申請書/道路占用手続申込書																																																																																																																																																																																																									
	217	給水管(取付・撤去)工事検査申込書																																																																																																																																																																																																									
	239	貯水槽水道設置・変更・廃止届																																																																																																																																																																																																									
	276	入館方法の報告																																																																																																																																																																																																									
	277	給水装置関係各種届出書(給水装置(共有・所有者名義変更(全部・一部)・工事完了))																																																																																																																																																																																																									
	279	給水管(取付・撤去)工事各種申請申込書																																																																																																																																																																																																									
	参考	案内図																																																																																																																																																																																																									
	参考	分岐及び配管施工者実務経験証明書及び証明書類																																																																																																																																																																																																									
	参考	掘削及び道路復旧予定図																																																																																																																																																																																																									
	参考	道路占用申請パターン図																																																																																																																																																																																																									
	参考	現況写真																																																																																																																																																																																																									
	参考	支分栓の撤去写真																																																																																																																																																																																																									
	参考	水質試験(又は浸出性能試験)の結果書の写し																																																																																																																																																																																																									
	必要に応じて提出する書類(持参)	37-2	指定給水装置工事事業者工事検査申込書(再検査)																																																																																																																																																																																																								
		251	緊急時対応責任者・分岐及び配管施工者変更届及び証明書類																																																																																																																																																																																																								
参考		工事写真帳																																																																																																																																																																																																									
参考		道路復旧共同施工協議書																																																																																																																																																																																																									

第三章 第2節 27.5.3	<p>27.5.3 設計審査申込方法</p> <p>(省略)</p> <p>(1) 直圧直結給水方式の取扱い</p> <p>(省略)</p> <p>イ 設計審査手数料</p> <p>(省略)</p>	<p>27.5.3 設計審査申込方法</p> <p>(省略)</p> <p>(1) 直圧直結給水方式の取扱い</p> <p>(省略)</p> <p>イ 設計審査手数料</p> <p>(省略)</p>	<p>文言の整理に伴う</p>
----------------------	---	---	-----------------

	<p>なお、都へ直接納入する場合は、納入通知書を持参の上、各営業所手数料等徴収窓口 <u>又は</u> <u>各サービスステーション手数料等徴収窓口へ納入すること。</u></p>	<p>なお、都へ直接納入する場合は、納入通知書を持参の上、<u>次の場所</u>へ納入すること。 <u>(ア) 区部・・・各営業所手数料等徴収窓口</u> <u>(イ) 多摩地区・・・各サービスステーション手数料等徴収窓口</u></p>	
<p>第三章 第2節 27.5.4</p>	<p>27.5.4 設計審査申込における提出書類記入方法及び提出方法 (1) 電子申請システムへ入力を行い提出する書類 (省略) ア 「給水装置工事電子申請申込書」(様式 1-1、以下「電子申請申込書」という。) 2枚に亘り構成されており、次の(ア)から(コ)を入力すること。 (省略) (カ) 申込者(施工主) 申込者の氏名、住所及び電話番号を入力すること。 なお、<u>法人(官公署、会社、学校等)の場合は、法人名及び代表者名を併記すること。また、官公署の場合は、当該装置を維持管理する職にある者を代表者としても良い。</u> 申込者の住所入力において郵便番号は任意入力とする。</p>	<p>27.5.4 設計審査申込における提出書類記入方法及び提出方法 (1) 電子申請システムへ入力を行い提出する書類 (省略) ア 「給水装置工事電子申請申込書」(様式 1-1、以下「電子申請申込書」という。) 2枚に亘り構成されており、次の(ア)から(コ)を入力すること。 (省略) (カ) 申込者(施工主) 申込者の氏名、住所及び電話番号を入力すること。 なお、申込者の住所入力において郵便番号は任意入力とする。</p>	<p>文言の整理に伴う</p>
<p>第三章 第2節 28 28.2</p>	<p>28 直結切替増径工事に関する取扱い 28.2 申込方法 (省略) (1) 提出書類及び記入方法 次の提出書類を記入し、工事場所を所管する取扱事業所の受付担当者に提出すること。 ア 「直結切替増径工事条件承諾書兼工事申込書」(様式 261) 申込年月日、申込者の住所、氏名などの必要事項を記入すること。 (削除) <u>イ</u> 「給水管口径(増径)の選定基準となる流量計算書」(任意様式) 増径する給水管口径の選定が、流量計算上最小の増径工事であることが判断できる流量計算書</p>	<p>28 直結切替増径工事に関する取扱い 28.2 申込方法 (省略) (1) 提出書類及び記入方法 次の提出書類を記入し、工事場所を所管する取扱事業所の受付担当者に提出すること。 ア 「直結切替増径工事条件承諾書兼工事申込書」(様式 261) 申込年月日、申込者の住所、氏名などの必要事項を記入すること。 <u>イ</u> 「委任状」(任意様式) 本工事に係わる委任関係を明確に記入するとともに、申込者及び指定事業者(委任代理人)の住所、氏名を記入すること。 <u>ウ</u> 「給水管口径(増径)の選定基準となる流量計算書」(任意様式) 増径する給水管口径の選定が、流量計算上最小の増径工事であることが判断できる流量計算書</p>	<p>様式の統合に伴う</p>
<p>第三章 第2節 29 29.1</p>	<p>29 給水装置の工事に関する文書等の写しの交付及び閲覧等に関する取扱い 29.1 給水装置関係文書等の写しの交付及び閲覧 (1) 提出書類 イ 「委任状」(任意様式：局HP掲載参考様式も可)又は「媒介契約書」 申請者が、水道使用者、給水装置所有者又は給水条例第15条の規定により届出のあった管理人から委任を受けた代理人の場合は、原本又は写しを提出すること。 なお、委任状の委任者(本人)の氏名は、自署又は記名押印が必要である。 また、不動産売買等の媒介契約による場合は、 <u>(ア) 書面により作成された媒介契約書による申請</u> 媒介契約書(専属専任・専任・一般のいずれか)の写しを提出すること。 <u>(イ) 電磁的記録により作成された媒介契約書による申請</u> <u>書面にした媒介契約書を提出するとともに、タブレット端末等の方法により電子署名された媒介契約書を都に提示すること。</u></p>	<p>29 給水装置の工事に関する文書等の写しの交付及び閲覧等に関する取扱い 29.1 給水装置関係文書等の写しの交付及び閲覧 (1) 提出書類 イ 「委任状」(任意様式：局HP掲載参考様式も可)又は「媒介契約書」 申請者が、水道使用者、給水装置所有者又は給水条例第15条の規定により届出のあった管理人から委任を受けた代理人の場合は、原本又は写しを提出すること。 なお、委任状の委任者(本人)の氏名は、自署又は記名押印が必要である。 また、不動産売買等の媒介契約による場合は、書面による媒介契約書(専属専任・専任・一般のいずれか)の写しを提出すること。</p>	<p>取扱いの変更に伴う</p>
<p>第三章 第3節 5 5.2.2</p>	<p style="text-align: center;">第3節 都と水道使用者との関係</p> <p>5 給水の申込み及びこれに関連する事項 5.2.2 水道の共同使用による料金上の取扱い(「共同住宅扱い」) (省略) (3) 届出方法 (省略) (削除)</p>	<p style="text-align: center;">第3節 都と水道使用者との関係</p> <p>5 給水の申込み及びこれに関連する事項 5.2.2 水道の共同使用による料金上の取扱い(「共同住宅扱い」) (省略) (3) 届出方法 (省略) <u>ウ 使用者の異動</u> 管理人又は当該水道の使用者は既に給水を受けている共用水道、共同住宅扱いの使用者に異動が生じたときは、「共同住宅扱い(管理人・使用者)変更届」(様式 57)により、速やかに都に届出を行うこと。</p>	<p>取扱いの変更に伴う</p>
<p>第三章 第3節 5.4</p>	<p>5.4 届出 (省略) (3) 管理人に変更があったとき</p>	<p>5.4 届出 (省略) (3) 管理人に変更があったとき</p>	<p>取扱いの変更に伴う</p>

	(削除) 共有給水装置の管理人に変更があったときは、「給水装置関係各種届出書」(様式 277) に必要事項を記入し、給水装置の所在地を所管する取扱事業所へ提出すること。	ア 共同住宅扱い、共用水道扱い又は都のメータを設置した受水タンク以下装置等の管理人に変更があったときは、「共同住宅扱い(管理人・使用者)変更届兼受水タンク以下メータ設置管理人(選定・変更)届」(様式 57) に必要事項を記入し、当該水道の所在地を所管する営業所・サービスステーションへ提出すること。 イ 共有給水装置の管理人に変更があったときは、「給水装置関係各種届出書」(様式 277) に必要事項を記入し、給水装置の所在地を所管する取扱事業所へ提出すること。													
第三章 第 3 節 6 6.1	6 その他の事項 6.1 給水停止 (省略) (6) 給水装置の改造又は修繕(水道法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)の工事が都又は指定事業者の施行したものでないとき。	6 その他の事項 6.1 給水停止 (省略) (6) 給水装置の改造又は修繕(水道法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。)の工事が都又は指定事業者の施行したものでないとき。	所管省庁の変更に伴う												
給水装置設計・施工基準(給水装置編)	給水装置設計・施工基準(給水装置編)	給水装置設計・施工基準(給水装置編)													
第 1 節 1	第 1 節 給水装置設計・施工基準 1 給水装置の基本的要件 (省略) (2) 水道法施行令第 6 条(給水装置の構造及び材質の基準)(政令) 第 5 条 法第 16 条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。 (省略) 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、 国土交通省令 で定める。	第 1 節 給水装置設計・施工基準 1 給水装置の基本的要件 (省略) (2) 水道法施行令第 6 条(給水装置の構造及び材質の基準)(政令) 第 5 条 法第 16 条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。 (省略) 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、 厚生労働省令 で定める。	所管省庁の変更に伴う												
第 1 節 4	4 給水装置用材料の附属用具 (省略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>仕切弁の種類</th> <th>適用口径 (mm)</th> <th>用途等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道用 ソフトシール仕切弁</td> <td>75～350</td> <td>・給水管の第 1 止水栓*には、G X 形を設置。ただし、第 1 止水栓*より下流側はフランジ形も設置可。 ・開栓器を使用して弁を開閉する。</td> </tr> </tbody> </table>	仕切弁の種類	適用口径 (mm)	用途等	水道用 ソフトシール仕切弁	75～350	・給水管の第 1 止水栓*には、G X 形を設置。ただし、第 1 止水栓*より下流側はフランジ形も設置可。 ・開栓器を使用して弁を開閉する。	4 給水装置用材料の附属用具 (省略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>仕切弁の種類</th> <th>適用口径 (mm)</th> <th>用途等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道用 ソフトシール仕切弁</td> <td>75～350</td> <td>・給水管の第 1 止水栓*には、75～300mmは G X 形、350mmは N S 形を設置。ただし、第 1 止水栓*より下流側はフランジ形も設置可。 ・開栓器を使用して弁を開閉する。</td> </tr> </tbody> </table>	仕切弁の種類	適用口径 (mm)	用途等	水道用 ソフトシール仕切弁	75～350	・給水管の第 1 止水栓*には、75～300mmは G X 形、350mmは N S 形を設置。ただし、第 1 止水栓*より下流側はフランジ形も設置可。 ・開栓器を使用して弁を開閉する。	取扱いの変更に伴う
仕切弁の種類	適用口径 (mm)	用途等													
水道用 ソフトシール仕切弁	75～350	・給水管の第 1 止水栓*には、G X 形を設置。ただし、第 1 止水栓*より下流側はフランジ形も設置可。 ・開栓器を使用して弁を開閉する。													
仕切弁の種類	適用口径 (mm)	用途等													
水道用 ソフトシール仕切弁	75～350	・給水管の第 1 止水栓*には、75～300mmは G X 形、350mmは N S 形を設置。ただし、第 1 止水栓*より下流側はフランジ形も設置可。 ・開栓器を使用して弁を開閉する。													
第 1 節 8 8.2.5	8 直結給水方式 8.2.5 既存建物において、既存の受水タンク以下装置を増圧給水設備以下の給水装置として使用する場合の特例措置 「参考」 増圧給水設備について (省略) (3) 維持管理について 増圧給水設備設置者等管理責任を有するものは、次の機能について 1 年以内ごとに 1 回の定期点検を行わなければならない。(東京都給水条例施行規程第 8 条の 2) ア 逆流防止機能 イ 運転制御機能 ウ ア及びイのほか正常な運転に必要な機能 なお、 遠隔により上記点検が可能な場合は、遠隔点検も可能とする。また、点検結果を所有者等に通知し、 増圧給水設備の見やすい箇所に、次回定期点検予定日が表示 されていること。	8 直結給水方式 8.2.5 既存建物において、既存の受水タンク以下装置を増圧給水設備以下の給水装置として使用する場合の特例措置 「参考」 増圧給水設備について (省略) (3) 維持管理について 増圧給水設備設置者等管理責任を有するものは、次の機能について 1 年以内ごとに 1 回の定期点検を行わなければならない。(東京都給水条例施行規程第 8 条の 2) ア 逆流防止機能 イ 運転制御機能 ウ ア及びイのほか正常な運転に必要な機能 なお、増圧給水設備の見やすい箇所に、次回定期点検予定日が表示 できるようにする。	点検方法の追加に伴う												
第 1 節 13 13.1 13.1.1	13 配管 13.1 給水管の選定 13.1.1 道路下に使用する給水管 (1) 道路下に使用する給水管	13 配管 13.1 給水管の選定 13.1.1 道路下に使用する給水管 (1) 道路下に使用する給水管	取扱いの変更に伴う												

	(省略) 【75mm以上の給水管】 75mm～ <u>350mm</u> : GX形ダクタイル鋳鉄管 <table border="1"><thead><tr><th>品目</th><th>呼び径</th><th>適用規格及び仕様等</th></tr></thead><tbody><tr><td>ダクタイル鋳鉄管</td><td>75～<u>350mm</u></td><td>日本水道協会規格 「水道用 GX 形ダクタイル鋳鉄管(JWWA G 120)」(GX 形)</td></tr></tbody></table> ※ <u>NS型ダクタイル鋳鉄管350mmについては、令和7年3月31日まで経過措置として使用可能とする。</u> ※ ダクタイル鋳鉄管は、1種管で、内面塗装はエポキシ樹脂粉体塗装の仕様を標準とする。	品目	呼び径	適用規格及び仕様等	ダクタイル鋳鉄管	75～ <u>350mm</u>	日本水道協会規格 「水道用 GX 形ダクタイル鋳鉄管(JWWA G 120)」(GX 形)	(省略) 【75mm以上の給水管】 75mm～ <u>300mm</u> : GX形ダクタイル鋳鉄管 <u>350mm</u> : NS形ダクタイル鋳鉄管 <table border="1"><thead><tr><th>品目</th><th>呼び径</th><th>適用規格及び仕様等</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">ダクタイル鋳鉄管</td><td>75～<u>300mm</u></td><td>日本水道協会規格 「水道用 GX 形ダクタイル鋳鉄管(JWWA G 120)」(GX 形)</td></tr><tr><td><u>350mm</u></td><td>日本水道協会規格 「水道用ダクタイル鋳鉄管(JWWA G 113)」(NS 形)</td></tr></tbody></table> ※ ダクタイル鋳鉄管は、1種管で、内面塗装はエポキシ樹脂粉体塗装の仕様を標準とする。	品目	呼び径	適用規格及び仕様等	ダクタイル鋳鉄管	75～ <u>300mm</u>	日本水道協会規格 「水道用 GX 形ダクタイル鋳鉄管(JWWA G 120)」(GX 形)	<u>350mm</u>	日本水道協会規格 「水道用ダクタイル鋳鉄管(JWWA G 113)」(NS 形)																			
品目	呼び径	適用規格及び仕様等																																	
ダクタイル鋳鉄管	75～ <u>350mm</u>	日本水道協会規格 「水道用 GX 形ダクタイル鋳鉄管(JWWA G 120)」(GX 形)																																	
品目	呼び径	適用規格及び仕様等																																	
ダクタイル鋳鉄管	75～ <u>300mm</u>	日本水道協会規格 「水道用 GX 形ダクタイル鋳鉄管(JWWA G 120)」(GX 形)																																	
	<u>350mm</u>	日本水道協会規格 「水道用ダクタイル鋳鉄管(JWWA G 113)」(NS 形)																																	
第1節 13.1.2	13.1.2 宅地内に使用する給水管 (省略) 表-2 宅地内における給水管の配管上の注意点(1/2) <table border="1"><thead><tr><th>管種</th><th>種別</th><th>表示記号</th><th>口径(mm)</th><th>規格</th><th>配管上の注意点</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">ダクタイル 鋳鉄管</td><td>GX形</td><td>FCDGX</td><td>75～<u>350</u></td><td>JWWA G-120</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>SII形 NS形 A形 T形 K形 フランジ形</td><td>FCDSII FCDN S FCDA FCDT FCDK FCDF</td><td>75～350</td><td>JWWA G-113</td></tr></tbody></table>	管種	種別	表示記号	口径(mm)	規格	配管上の注意点	ダクタイル 鋳鉄管	GX形	FCDGX	75～ <u>350</u>	JWWA G-120		SII形 NS形 A形 T形 K形 フランジ形	FCDSII FCDN S FCDA FCDT FCDK FCDF	75～350	JWWA G-113	13.1.2 宅地内に使用する給水管 (省略) 表-2 宅地内における給水管の配管上の注意点(1/2) <table border="1"><thead><tr><th>管種</th><th>種別</th><th>表示記号</th><th>口径(mm)</th><th>規格</th><th>配管上の注意点</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">ダクタイル 鋳鉄管</td><td>GX形</td><td>FCDGX</td><td>75～<u>300</u></td><td>JWWA G-120</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>SII形 NS形 A形 T形 K形 フランジ形</td><td>FCDSII FCDN S FCDA FCDT FCDK FCDF</td><td>75～350</td><td>JWWA G-113</td></tr></tbody></table>	管種	種別	表示記号	口径(mm)	規格	配管上の注意点	ダクタイル 鋳鉄管	GX形	FCDGX	75～ <u>300</u>	JWWA G-120		SII形 NS形 A形 T形 K形 フランジ形	FCDSII FCDN S FCDA FCDT FCDK FCDF	75～350	JWWA G-113	取扱いの変更に伴う
管種	種別	表示記号	口径(mm)	規格	配管上の注意点																														
ダクタイル 鋳鉄管	GX形	FCDGX	75～ <u>350</u>	JWWA G-120																															
	SII形 NS形 A形 T形 K形 フランジ形	FCDSII FCDN S FCDA FCDT FCDK FCDF	75～350	JWWA G-113																															
管種	種別	表示記号	口径(mm)	規格	配管上の注意点																														
ダクタイル 鋳鉄管	GX形	FCDGX	75～ <u>300</u>	JWWA G-120																															
	SII形 NS形 A形 T形 K形 フランジ形	FCDSII FCDN S FCDA FCDT FCDK FCDF	75～350	JWWA G-113																															
第1節 14 14.1	14 仕切弁設置の取扱い 14.1 設置位置 (1) 配水小管から分岐する場合 道路との境に近接した屋外宅地内に口径50mm以下は、第1止水栓として青銅製ボール止水栓(以下「仕切弁A」という。)、口径75mm以上は、耐震型ソフトシール仕切弁を設置する。	14 仕切弁設置の取扱い 14.1 設置位置 (1) 配水小管から分岐する場合 道路との境に近接した屋外宅地内に口径50mm以下は、第1止水栓として青銅製ボール止水栓(以下「仕切弁A」という。)、口径75mm以上は、耐震型ソフトシール仕切弁(<u>75～300mmはGX形、350mmはNS形</u>)を設置する。	取扱いの変更に伴う																																
第1節 15 15.2.4	15 メータ設置の取扱い 15.2.4 各戸メータ設置条件 (省略) (4) 配管 (省略) ア メータユニットを設置する場合 基本配管例(例図1から3まで)による配管、又は同等の材料を組み合わせた配管とすること。 なお、メータユニットの接続部形状がテーパめねじであり異種金属の接触による腐食のおそれがある場合は、管端防食コアを内蔵し、接続継手は、管端防食コア対応型のものを使用すること。	15 メータ設置の取扱い 15.2.4 各戸メータ設置条件 (省略) (4) 配管 (省略) ア メータユニットを設置する場合 基本配管例(例図1から3まで)による配管、又は同等の材料を組み合わせた配管とすること。 なお、メータユニットの接続部形状がテーパめねじの場合、管端防食コアを内蔵し、接続継手は、管端防食コア対応型のものを使用する。	文言の整理に伴う																																
第1節 15.7.1	15.7.1 メータ隔測装置の設置 (1) 口径13mmから40mmまでのメータに隔測装置を設置する場合 隔測装置の設置に当たっては、電子式メータの設置が必要となる。都が通常設置するメータは機械式メータのため、その差額及びメータ設置費用並びにパルス分岐端子からの配線等が使用者(所有者)の負担(施行)となる。ただし、スマートメータの導入により、都の負担で電子式メータを設置することがあるので、事業所への手続き前に <u>所管の給水管工事事務所</u> もしくは <u>サービスステーション</u> に協議すること。	15.7.1 メータ隔測装置の設置 (1) 口径13mmから40mmまでのメータに隔測装置を設置する場合 隔測装置の設置に当たっては、電子式メータの設置が必要となる。都が通常設置するメータは機械式メータのため、その差額及びメータ設置費用並びにパルス分岐端子からの配線等が使用者(所有者)の負担(施行)となる。ただし、スマートメータの導入により、都の負担で電子式メータを設置することがあるので、事業所への手続き前に <u>給水部給水課量水器担当</u> もしくは <u>多摩水道改革推進本部調整部技術指導課</u> に協議すること。	取扱いの変更に伴う																																
第1節 18	18 特殊器具の設置に関する取扱い 18.5 直結型非常用貯水槽(管)の取扱い	18 特殊器具の設置に関する取扱い 18.5 直結型非常用貯水槽(管)の取扱い	取扱いの変更に伴う																																

18.5	<p>直結型非常用貯水槽（管）の設置上の取扱いは、次のとおりである。</p> <p>(1) 設置箇所の上流側に止水用器具、逆止弁を近接して設置すること。ただし、本体に逆流防止性能基準を有している場合は、逆止弁の設置は不要とする。</p> <p>(2) 設置箇所以降の使用水量が器具に停滞を生じさせないよう十分な水量であること。</p> <p><u>(3) 設計にあたっては、器具による圧力損失を考慮すること。</u></p> <p><u>(4) 器具を設置する際は維持管理に支障をきたさない場所に設置すること。また、地下埋設する場合は、車等の荷重がかからないように考慮すること。</u></p> <p><u>(5) 所有者又は使用者が器具の維持管理を行うことができるように必要に応じて、ドレン管、ストレーナ、点検口、空気弁、バイパス管、緊急遮断弁等の措置を講じること。</u></p>	<p>直結型非常用貯水槽（管）の設置上の取扱いは、次のとおりである。</p> <p>(1) 設置箇所の上流側に止水用器具、逆止弁を近接して設置すること。ただし、本体に逆流防止性能基準を有している場合は、逆止弁の設置は不要とする。</p> <p>(2) 設置箇所以降の使用水量が器具に停滞を生じさせないよう十分な水量であること。</p> <p>(新規追加)</p> <p>(新規追加)</p> <p>(新規追加)</p>	
------	--	---	--

第1節 19 19.9 19.9.3	<p>19 接 合</p> <p>19.9 ダクタイル鋳鉄管の接合</p> <p>19.9.3 GX形継手管の接合</p> <p>(1) GX形継手管の接合については、「19.9.2 NS形継手管の接合」によるほか、次の規定による。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">表-1 標準胴付間隔 (単位: mm)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径</th> <th>胴付間隔</th> </tr> <tr> <th>Y</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75・100</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>150～250</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>300</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td><u>350</u></td> <td><u>74</u></td> </tr> </tbody> </table>	呼び径	胴付間隔	Y	75・100	45	150～250	60	300	72	<u>350</u>	<u>74</u>	<p>19 接 合</p> <p>19.9 ダクタイル鋳鉄管の接合</p> <p>19.9.3 GX形継手管の接合</p> <p>(1) GX形継手管の接合については、「19.9.2 NS形継手管の接合」によるほか、次の規定による。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">表-1 標準胴付間隔 (単位: mm)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径</th> <th>胴付間隔</th> </tr> <tr> <th>Y</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75・100</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>150～250</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>300</td> <td>72</td> </tr> </tbody> </table>	呼び径	胴付間隔	Y	75・100	45	150～250	60	300	72	取扱いの変更に伴う
呼び径	胴付間隔																						
	Y																						
75・100	45																						
150～250	60																						
300	72																						
<u>350</u>	<u>74</u>																						
呼び径	胴付間隔																						
	Y																						
75・100	45																						
150～250	60																						
300	72																						

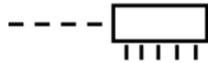
第1節 20 20.1 20.1.2	<p>20 土工事</p> <p>20.1 配水小管埋設深度2.0m以上の標準掘削面積</p> <p>20.1.2 給水管口径75mm以上</p> <p>(省略)</p> <p>(2) 二受T字管による取出し</p> <p>(省略)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>配水小管 300 mm (GX形) (給水管 200mm 以上)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>配水小管 350 mm (GX形)</p> </div> </div>	<p>20 土工事</p> <p>20.1 配水小管埋設深度2.0m以上の標準掘削面積</p> <p>20.1.2 給水管口径75mm以上</p> <p>(省略)</p> <p>(2) 二受T字管による取出し</p> <p>(省略)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>配水小管 300 mm (GX形) (給水管 200mm 以上)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>配水小管 350 mm (NS形)</p> </div> </div>	取扱いの変更に伴う
-----------------------------	---	---	-----------

第1節 25	<p>25 設計図及び完成図の作成方法</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 配管図</p> <p>(省略)</p> <p>ウ 給水装置の表示記号</p> <p>表-1 から4の給水装置表示記号を用いて表す。</p> <p>(注1) 段落し<u>箇所</u>で、チーズ<u>継手</u>を用いて段落しする箇所は、段落し記号は省略す</p>	<p>25 設計図及び完成図の作成方法</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 配管図</p> <p>(省略)</p> <p>ウ 給水装置の表示記号</p> <p>表-1 から4の給水装置表示記号を用いて表す。</p> <p>(注1) 段落し<u>記号</u>で、給湯管チーズ部分の段落し及び鋼管チーズ部分の<u>継手</u>を用い</p>	文言の整理及び取扱いの変更に伴う
-----------	--	--	------------------

る。
 (省略)
 (13) 標題
 ア 完成図の提出の際、図面の余白に次により所要事項を記入する。

(省略)
 ※3 新設、改造、撤去の工事種別を記入する。
なお、お客さま番号ごとに工事種別が異なるなどにより、複数の工事種別が該当する場合は、工事種別を併記する。
(例) 給水装置新設・改造完成図

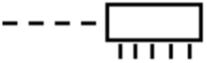
(省略)
 表一 1 給水装置表示記号

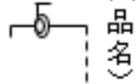
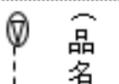
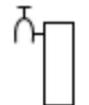
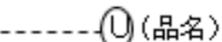
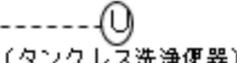
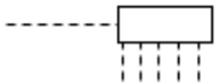
器具類 (平面)	水栓類	-----▷
	ボールタップ (一般形)	-----+○
	定水位弁 (副弁付)	-----◎
	直結型非常用貯水槽	----- 
	大・小便器洗浄弁	-----○
	特殊器具	-----◐
	水栓柱	-----□
	湯水混合水栓	-----●----- (湯側)
	器具ユニット ※タンクレス洗浄便器にも使用	-----⊕
	ヘッダー	----- 

て段落しする箇所は、段落し記号は省略する。
 (省略)
 (13) 標題
 ア 完成図の提出の際、図面の余白に次により所要事項を記入する。

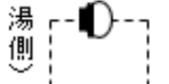
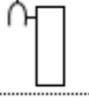
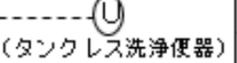
(省略)
 ※3 新設、改造、撤去の工事種別を記入する。
 (新規追加)

(省略)
 表一 1 給水装置表示記号

器具類 (平面)	水栓類	-----▷
	ボールタップ (一般形)	-----+○
	定水位弁 (副弁付)	-----◎
	大・小便器洗浄弁	-----○
	特殊器具	-----◐
	水栓柱	-----□
	湯水混合水栓	-----●----- (湯側)
	器具ユニット ※タンクレス洗浄便器にも使用	-----⊕
	ヘッダー	----- 

種類	品名	表示記号
器具類 (立面)	湯水混合水栓	
	その他の水栓	
	ボールタップ (一般形)	
	定水位弁 (副弁付)	
	直結型非常用貯水槽	
	大・小便器洗浄弁	
	特殊器具	
	水栓柱	
	器具ユニット	
	〃 (タンクレス洗浄便器)	
	ヘッダー	

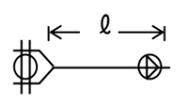
(省略)

種類	品名	表示記号
器具類 (立面)	湯水混合水栓	
	その他の水栓	
	ボールタップ (一般形)	
	定水位弁 (副弁付)	
	大・小便器洗浄弁	
	特殊器具	
	水栓柱	
	器具ユニット	
	〃 (タンクレス洗浄便器)	
	ヘッダー	

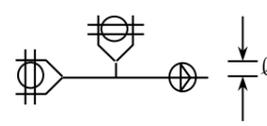
(省略)

表-4 GX形ダクタイル鋳鉄管 寸法表
(省略)

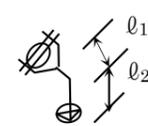
2 直 管

呼 び 径	管 長 ℓ	摘 要
75mm	4.0m	
100	4.0	
150	5.0	
200	5.0	
250	5.0	
300	6.0	
<u>350</u>	<u>6.0</u>	

3 二受T字管

口 径	分岐口径	岐管 ℓ	摘 要
100mm	75mm	0.12m	
150	75	0.14	
	100	0.14	
200	100	0.17	
	150	0.17	
250	100	0.19	
	150	0.20	
300	100	0.235	
	150	0.235	
	200	0.235	
<u>350</u>	<u>250</u>	<u>0.265</u>	

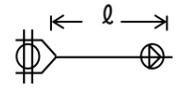
4 曲 管

口 径	90°		45°		22 ^{1/2} °		11 ^{1/4} °		摘 要
	受口 ℓ_1	挿口 ℓ_2	受口 ℓ_1	挿口 ℓ_2	受口 ℓ_1	挿口 ℓ_2	受口 ℓ_1	挿口 ℓ_2	
75mm	0.11m	0.37m	0.07m	0.33m	0.05m	0.31m	0.04m	0.30m	
100	0.13	0.39	0.08	0.34	0.06	0.32	0.05	0.31	
150	0.18	0.45	0.10	0.37	0.07	0.34	0.05	0.32	
200	0.23	0.52	0.12	0.41	0.08	0.37	0.06	0.35	
250	0.28	0.57	0.14	0.43	0.08	0.38	0.06	0.35	
300	0.265	0.55	0.13	0.44	0.085	0.385	0.06	0.34	
<u>350</u>	<u>0.32</u>	<u>0.6</u>	<u>0.155</u>	<u>0.46</u>	<u>0.095</u>	<u>0.395</u>	<u>0.065</u>	<u>0.345</u>	

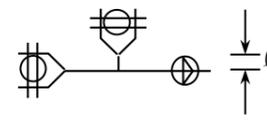
(省略)

表-4 GX形ダクタイル鋳鉄管 寸法表
(省略)

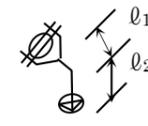
2 直 管

呼 び 径	管 長 ℓ	摘 要
75mm	4.0m	
100	4.0	
150	5.0	
200	5.0	
250	5.0	
300	6.0	

3 二受T字管

口 径	分岐口径	岐管 ℓ	摘 要
100mm	75mm	0.12m	
150	75	0.14	
	100	0.14	
200	100	0.17	
	150	0.17	
250	100	0.19	
	150	0.20	
300	100	0.235	
	150	0.235	
	200	0.235	

4 曲 管

口 径	90°		45°		22 ^{1/2} °		11 ^{1/4} °		摘 要
	受口 ℓ_1	挿口 ℓ_2	受口 ℓ_1	挿口 ℓ_2	受口 ℓ_1	挿口 ℓ_2	受口 ℓ_1	挿口 ℓ_2	
75mm	0.11m	0.37m	0.07m	0.33m	0.05m	0.31m	0.04m	0.30m	
100	0.13	0.39	0.08	0.34	0.06	0.32	0.05	0.31	
150	0.18	0.45	0.10	0.37	0.07	0.34	0.05	0.32	
200	0.23	0.52	0.12	0.41	0.08	0.37	0.06	0.35	
250	0.28	0.57	0.14	0.43	0.08	0.38	0.06	0.35	
300	0.265	0.55	0.13	0.44	0.085	0.385	0.06	0.34	

(省略)

6 片 落 管

口 径	受挿し l_1	挿し受 l_2	摘 要
100×75 mm	0.41 m	0.41 m	
150×100	0.41	0.42	
200×150	0.42	0.44	
250×200	0.44	0.44	
300×100	0.72	0.705	
300×150	0.62	0.605	
300×200	0.52	0.505	
300×250	0.42	0.405	
<u>350×150</u>	<u>0.73</u>	<u>0.71</u>	
<u>350×200</u>	<u>0.63</u>	<u>0.61</u>	
<u>350×250</u>	<u>0.53</u>	<u>0.51</u>	
<u>350×300</u>	<u>0.43</u>	<u>0.425</u>	

7 短 管

口 径	1号 l_1	2号 l_2	摘 要
75mm	0.08m	0.39m	
100	0.08	0.39	
150	0.09	0.40	
200	0.09	0.41	
250	0.10	0.46	
300	0.10	0.48	
<u>350</u>	<u>0.105</u>	<u>0.49</u>	

8 ソフトシール仕切弁

口 径	胴 長 l	摘 要
75mm	0.18 m	
100	0.18	
150	0.22	
200	0.26	
250	0.30	
300	0.40	
<u>350</u>	<u>0.46</u>	

6 片 落 管

口 径	受挿し l_1	挿し受 l_2	摘 要
100×75 mm	0.41 m	0.41 m	
150×100	0.41	0.42	
200×150	0.42	0.44	
250×200	0.44	0.44	
300×100	0.72	0.705	
300×150	0.62	0.605	
300×200	0.52	0.505	
300×250	0.42	0.405	

7 短 管

口 径	1号 l_1	2号 l_2	摘 要
75mm	0.08m	0.39m	
100	0.08	0.39	
150	0.09	0.40	
200	0.09	0.41	
250	0.10	0.46	
300	0.10	0.48	

8 ソフトシール仕切弁

口 径	胴 長 l	摘 要
75mm	0.18 m	
100	0.18	
150	0.22	
200	0.26	
250	0.30	
300	0.40	

給水装置工事様式一覧表

給水装置工事様式一覧表

様式番号	様式名	入手方法	
1-3	給水装置工事申請申込書	局ホームページ	
2-1	指定給水装置工事業業者工事調書		
3-1	給水装置工事取消・設計変更・施行延期・設計変更承諾届		
5-2	給水工費清算還付金口座振込依頼書		
6	給水装置不使用兼撤去届		
35	受水タンク以下装置の維持管理について		
37-2	指定給水装置工事業業者工事検査申込書		
42	三階までの直結給水・特例直圧給水事前調査申請書		
48-1	メータの隔測装置設置施行承認申込書		
48-2	メータ隔測装置撤去申請書		
49	メータの隔測装置施工業者指定申請書	各給水管工事事務所、各サービスステーション、局ホームページ	
51	電子式メータ受領書兼取付状況報告書		
52	隔測装置工事報告書		
53-1	メータ設置基準の例外取扱承認申請書		
55	増圧/特例/例外/受水タンク以下/メータ設置承認申請書		
56	受水タンク以下装置メータ設置条件承諾書		
(削除)			局ホームページ
59	水道開始申込書		各営業所、各サービスステーション
68	給水管更生工事に係る料金請求等確認書		局ホームページ
88	道路占用許可申請・協議書		建設局 HP 等
89	道路占用物件除去工事施行承認申請書		
90	道路占用工事着手届		
93	道路使用許可申請書	警視庁 HP 等	
94	消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書	消防庁 HP 等	
110	陳情・請願による配水小管布設調査表兼協議書	各給水管工事事務所、各サービスステーション	
188	メータの隔測装置設置条件	局ホームページ	
196	増圧給水設備等(設置・変更・廃止)状況調査表		
196-1	増圧給水設備設置状況調査表(直列多段・並列給水方式用)		
197	増圧給水設備以下の給水装置の維持管理		
197-2	特例直圧給水設備の維持管理等について		
213-1	給水装置の設置について(協議・報告)		
213-2	雑用水利用を開始する建築物の報告		
214	自己認証品使用報告書		

給水装置工事様式一覧表

給水装置工事様式一覧表

様式番号	様式名	入手方法	
1-3	給水装置工事申請申込書	局ホームページ	
2-1	指定給水装置工事業業者工事調書		
3-1	給水装置工事取消・設計変更・施行延期・設計変更承諾届		
5-2	給水工費清算還付金口座振込依頼書		
6	給水装置不使用兼撤去届		
35	受水タンク以下装置の維持管理について		
37-2	指定給水装置工事業業者工事検査申込書		
42	三階までの直結給水・特例直圧給水事前調査申請書		
48-1	メータの隔測装置設置施行承認申込書		
48-2	メータ隔測装置撤去申請書		
49	メータの隔測装置施工業者指定申請書	各給水管工事事務所、各サービスステーション、局ホームページ	
51	電子式メータ受領書兼取付状況報告書		
52	隔測装置工事報告書		
53-1	メータ設置基準の例外取扱承認申請書		
55	増圧/特例/例外/受水タンク以下/メータ設置承認申請書		
56	受水タンク以下装置メータ設置条件承諾書		
57	共同住宅扱い管理人使用者等変更届 兼受水タンク以下メータ設置管理人(選定・変更)届		局ホームページ
59	水道開始申込書		各営業所、各サービスステーション
68	給水管更生工事に係る料金請求等確認書		局ホームページ
88	道路占用許可申請・協議書		建設局 HP 等
89	道路占用物件除去工事施行承認申請書		
90	道路占用工事着手届		
93	道路使用許可申請書	警視庁 HP 等	
94	消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書	消防庁 HP 等	
110	陳情・請願による配水小管布設調査表兼協議書	各給水管工事事務所、各サービスステーション	
188	メータの隔測装置設置条件	局ホームページ	
196	増圧給水設備等(設置・変更・廃止)状況調査表		
196-1	増圧給水設備設置状況調査表(直列多段・並列給水方式用)		
197	増圧給水設備以下の給水装置の維持管理		
197-2	特例直圧給水設備の維持管理等について		
213-1	給水装置の設置について(協議・報告)		
213-2	雑用水利用を開始する建築物の報告		

取扱い変更及び様式変更に伴う

		239	貯水槽水道設置・変更・廃止届			214	自己認証品使用報告書				
		244	給水補助加圧装置設置申請書			239	貯水槽水道設置・変更・廃止届				
		246	給水管(取付・撤去)工事 主任技術者チェック表			244	給水補助加圧装置設置申請書				
		248	証明願・給水装置の工事に関する文章等の写しの交付申請書兼閲覧申請書			246	給水管(取付・撤去)工事 主任技術者チェック表				
		251	緊急時対応責任者・分岐及び配管施行者変更届			248	証明願・給水装置の工事に関する文章等の写しの交付申請書兼閲覧申請書				
		261	直結切替増径工事条件承諾書兼工事申込書			251	緊急時対応責任者・分岐及び配管施行者変更届				
		264	水道直結型太陽熱利用給湯/直結型循環式給湯システム設置申請書			261	直結切替増径工事条件承諾書兼工事申込書				
		270	更生工事施行条件承諾書			264	水道直結型太陽熱利用給湯/直結型循環式給湯システム設置申請書				
		271	給水管更生工事施工状況報告書			270	更生工事施行条件承諾書				
		272	受水タンク及び高置タンクへの非常用給水栓・ 直結型非常用貯水槽 設置申請(届出)書			271	給水管更生工事施工状況報告書				
		276	入館方法の報告			272	受水タンク及び高置タンクへの非常用給水栓設置申請(届出)書				
		277	給水装置関係各種届出書			276	入館方法の報告				
		279	給水管(取付・撤去)工事各種申請申込書			277	給水装置関係各種届出書				
		参考	電子メータ出力パルス使用承諾申請書(区部)			局ホームページ	参考			電子メータ出力パルス使用承諾申請書(区部)	局ホームページ
			電子メータ出力パルス使用承諾申請書(多摩地区)							電子メータ出力パルス使用承諾申請書(多摩地区)	
			メータの隔測装置設置に関する協定書							メータの隔測装置設置に関する協定書	
			分岐及び配管施工者実務経験証明書(任意様式)							分岐及び配管施工者実務経験証明書(任意様式)	
			道路占用工事しゅん工届			建設局 HP 等				道路占用工事しゅん工届	建設局 HP 等
			道路工事期間延伸申請書(都道用)							道路工事期間延伸申請書(都道用)	
			消防用水等使用届			局ホームページ				消防用水等使用届	局ホームページ
			共同住宅扱い適用申請書兼管理人選定届							共同住宅扱い適用申請書兼管理人選定届	
			水道使用中止届			各営業所、サービスステーション				水道使用中止届	各営業所、サービスステーション
			委任状(任意様式)							委任状(任意様式)	
			水道メータ損傷・亡失届			局ホームページ				水道メータ損傷・亡失届	局ホームページ
			工事照会兼立会依頼(企連協様式)							工事照会兼立会依頼(企連協様式)	
			道路掘削を伴う水道工事における埋設物損傷事故防止のお願い			パンフレット				道路掘削を伴う水道工事における埋設物損傷事故防止のお願い	パンフレット

水道法	水道法（抄）	水道法（抄）	
	<p>第4条 三 銅、鉄、^{フッ}素、フェノールその他の物質をその許容量を<u>超</u>えて含まないこと。 2 前項各号の基準に関して必要な事項は、<u>環境</u>省令で定める。</p> <p>第5条 4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、<u>国土交通</u>省令（<u>前条の規定による水質基準に適合する浄水を得るため、又は当該浄水の水質を保持するために必要な技術的基準については、国土交通省令・環境省令</u>）で定める。</p> <p>第14条 3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、<u>国土交通</u>省令で定める。 5 水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、<u>国土交通</u>省令で定めるところにより、その旨を<u>国土交通</u>大臣に届け出なければならない。 6 水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、<u>国土交通</u>大臣の認可を受けなければならない。 7 <u>国土交通</u>大臣は、前項の認可の申請が第2項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。</p> <p>第16条の2 3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、<u>国土交通</u>省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。</p> <p>第20条 水道事業者は、<u>環境</u>省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。 3 水道事業者は、第1項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、<u>国土交通</u>省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は<u>国土交通大臣及び環境</u>大臣の登録をうけた者に委託して行うときは、この限りでない。</p> <p>第21条 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、<u>環境</u>省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。</p> <p>第22条 水道事業者は、<u>環境</u>省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第24条の2 水道事業者は、水道の需要者に対し、<u>国土交通</u>省令で定めるところにより、第20条第1項の規定による水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならない。</p> <p>第25条の2 2 第16条の2第1項の指定を受けようとする者は、<u>国土交通</u>省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。 四 その他<u>国土交通</u>省令で定める事項</p> <p>第25条の3 二 <u>国土交通</u>省令で定める機械器具を有する者であること。 三 次のいずれにも該当しない者であること。 イ 心身の故障により給水装置工事業を適正に行うことができない者として<u>国土交通</u>省令で定めるもの</p> <p>第25条の4 指定給水装置工事業事業者は、事業所ごとに、第3項各号に掲げる職務をさせるため、<u>国土交通</u>省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。 3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に履行しなければならない。 四 その他<u>国土交通</u>省令で定める職務</p>	<p style="text-align: right;">改正 令和 元年 6月14日法律第 37号</p> <p>第4条 三 銅、鉄、^{フッ}素、フェノールその他の物質をその許容量を<u>こ</u>えて含まないこと。 2 前項各号の基準に関して必要な事項は、<u>厚生労働</u>省令で定める。</p> <p>第5条 4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、<u>厚生労働</u>省令で定める。</p> <p>第14条 3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、<u>厚生労働</u>省令で定める。 5 水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、<u>厚生労働</u>省令で定めるところにより、その旨を<u>厚生労働</u>大臣に届け出なければならない。 6 水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、<u>厚生労働</u>大臣の認可を受けなければならない。 7 <u>厚生労働</u>大臣は、前項の認可の申請が第2項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。</p> <p>第16条の2 3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事業業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、<u>厚生労働</u>省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。</p> <p>第20条 水道事業者は、<u>厚生労働</u>省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。 3 水道事業者は、第1項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、<u>厚生労働</u>省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は<u>厚生労働</u>大臣の登録をうけた者に委託して行うときは、この限りでない。</p> <p>第21条 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、<u>厚生労働</u>省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。</p> <p>第22条 水道事業者は、<u>厚生労働</u>省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第24条の2 水道事業者は、水道の需要者に対し、<u>厚生労働</u>省令で定めるところにより、第20条第1項の規定による水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならない。</p> <p>第25条の2 2 第16条の2第1項の指定を受けようとする者は、<u>厚生労働</u>省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。 四 その他<u>厚生労働</u>省令で定める事項</p> <p>第25条の3 二 <u>厚生労働</u>省令で定める機械器具を有する者であること。 三 次のいずれにも該当しない者であること。 イ 心身の故障により給水装置工事業を適正に行うことができない者として<u>厚生労働</u>省令で定めるもの</p> <p>第25条の4 指定給水装置工事業事業者は、事業所ごとに、第3項各号に掲げる職務をさせるため、<u>厚生労働</u>省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。 3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に履行しなければならない。 四 その他<u>厚生労働</u>省令で定める職務</p>	<p>所管省庁変更に伴う</p>

第25条の5 給水装置工事主任技術者免状は、給水装置工事主任技術者試験に合格した者に対し、国土交通大臣及び環境大臣が交付する。

2 国土交通大臣及び環境大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給水装置工事主任技術者免状の交付を行わないことができる。

3 国土交通大臣及び環境大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律に違反したときは、その給水装置工事主任技術者免状の返納を命ずることができる。

4 給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納の事務は、国土交通大臣が行う。

5 前各項に規定するもののほか、給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、国土交通省令・環境省令で定める。

第25条の6 給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事主任技術者として必要な知識及び技能について、国土交通大臣及び環境大臣が行う。

3 給水装置工事主任技術者試験の試験科目、受験手続その他給水装置工事主任技術者試験の実施細目は、国土交通省令・環境省令で定める。

第25条の7 指定給水装置工事業業者は、事業所の名称及び所在地その他国土交通省令で定める事項に変更があつたとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

第25条の8 指定給水装置工事業業者は、国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

第33条 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他国土交通省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

4 第1項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

八 その他国土交通省令で定める事項

5 都道府県知事は、第1項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めるとき、又は申請書の添付書類によつては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、申請者にその旨を通知しなければならない。

第34条

第13条第1項	<u>国土交通</u> 大臣	都道府県知事
第24条の3第二項	<u>国土交通</u> 大臣	都道府県知事

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、国土交通省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、国土交通省令（簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境省令）の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

第35条 国土交通大臣は、水道事業者又は水道用水供給事業者が、正当な理由がなくて、事業認可の申請書に添付した工事設計書に記載した工事着手の予定年月日の経過後1年以内に工事に着手せず、若しくは工事完了の予定年月日の経過後1年以内に工事を完了せず、又は事業計画書に記載した給水開始の予定年月日の経過後1年以内に給水を開始しないときは、事業の認可を取り消すことができる。

2 地方公共団体以外の水道事業者について前項に規定する理由があるときは、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村は、国土交通大臣に同項の処分をなすべきことを求めることができる。

3 国土交通大臣は、地方公共団体である水道事業者又は水道用水供給事業者に対して第1項の処分をするには、当該水道事業者又は水道用水供給事業者に対して弁明の機会を与えなければならない。

第36条 国土交通大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、当該水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しなくなつたと認め、かつ、国民の健康を守るために緊急に必要があると認めるときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。

2 国土交通大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠つたときは当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第34条の2第1項の国土交通省令で定める基準に適合

第25条の5 給水装置工事主任技術者免状は、給水装置工事主任技術者試験に合格した者に対し、厚生労働大臣が交付する。

2 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給水装置工事主任技術者免状の交付を行わないことができる。

3 厚生労働大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律に違反したときは、その給水装置工事主任技術者免状の返納を命ずることができる。（新規追加）

4 前3項に規定するもののほか、給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第25条の6 給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事主任技術者として必要な知識及び技能について、厚生労働大臣が行う。

3 給水装置工事主任技術者試験の試験科目、受験手続その他給水装置工事主任技術者試験の実施細目は、厚生労働省令で定める。

第25条の7 指定給水装置工事業業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

第25条の8 指定給水装置工事業業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

第33条 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

4 第1項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

八 その他厚生労働省令で定める事項

5 都道府県知事は、第1項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めるとき、又は申請書の添付書類によつては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、申請者にその旨を通知しなければならない。

第34条

第13条第1項	<u>厚生労働</u> 大臣	都道府県知事
第24条の3第二項	<u>厚生労働</u> 大臣	都道府県知事

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

第35条 厚生労働大臣は、水道事業者又は水道用水供給事業者が、正当な理由がなくて、事業認可の申請書に添付した工事設計書に記載した工事着手の予定年月日の経過後1年以内に工事に着手せず、若しくは工事完了の予定年月日の経過後1年以内に工事を完了せず、又は事業計画書に記載した給水開始の予定年月日の経過後1年以内に給水を開始しないときは、事業の認可を取り消すことができる。

2 地方公共団体以外の水道事業者について前項に規定する理由があるときは、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村は、厚生労働大臣に同項の処分をなすべきことを求めることができる。

3 厚生労働大臣は、地方公共団体である水道事業者又は水道用水供給事業者に対して第1項の処分をするには、当該水道事業者又は水道用水供給事業者に対して弁明の機会を与えなければならない。

第36条 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、当該水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しなくなつたと認め、かつ、国民の健康を守るために緊急に必要があると認めるときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。

2 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠つたときは当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第34条の2第1項の厚生労働省令で定める基準に適合

	<p>していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。</p> <p>第37条 <u>国土交通</u>大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第1項又は第3項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第2項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。</p> <p>第38条 <u>国土交通</u>大臣は、地方公共団体以外の水道事業者の料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件が、社会的経済的事情の変動等により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該水道事業者に対し、相当の期間を定めて、供給条件の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。</p> <p>2 <u>国土交通</u>大臣は、水道事業者が前項の期間内に同項の申請をしないときは、供給条件を変更することができる。</p> <p>第39条 <u>国土交通</u>大臣は、水道（水道事業等の用に供するものに限る。以下この項において同じ。）の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から工事の施行状況若しくは事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び次条第8項において同じ。）を検査させることができる。</p> <p><u>第45条の4</u> <u>（意見聴取等）</u> <u>（略）</u></p> <p><u>第45条の5</u> <u>（国土交通大臣と環境大臣の連携）</u></p> <p>第47条 <u>（権限の委任）</u></p> <p>第48条の3 指定試験機関が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）又は不作為については、<u>国土交通大臣及び環境</u>大臣に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることができる。</p> <p>第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第9条第1項（第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により認可に<u>付</u>された条件に違反した者</p> <p>六 第29条第1項（第30条第2項において準用する場合を含む。）の規定により認可に<u>付</u>された条件に違反した者</p>	<p>していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。</p> <p>第37条 <u>厚生労働</u>大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第1項又は第3項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第2項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。</p> <p>第38条 <u>厚生労働</u>大臣は、地方公共団体以外の水道事業者の料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件が、社会的経済的事情の変動等により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該水道事業者に対し、相当の期間を定めて、供給条件の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。</p> <p>2 <u>厚生労働</u>大臣は、水道事業者が前項の期間内に同項の申請をしないときは、供給条件を変更することができる。</p> <p>第39条 <u>厚生労働</u>大臣は、水道（水道事業等の用に供するものに限る。以下この項において同じ。）の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から工事の施行状況若しくは事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び次条第8項において同じ。）を検査させることができる。</p> <p><u>（新規追加）</u></p> <p><u>（新規追加）</u></p> <p>第47条 <u>（削除）</u></p> <p>第48条の3 指定試験機関が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）又は不作為については、<u>厚生労働</u>大臣に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることができる。</p> <p>第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第9条第1項（第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により認可に<u>附</u>せられた条件に違反した者</p> <p>六 第29条第1項（第30条第2項において準用する場合を含む。）の規定により認可に<u>附</u>せられた条件に違反した者</p>	
水道法施行規則	水道法施行規則（抄）	水道法施行規則（抄）	
	<p>第21条</p> <p>3 指定給水装置工事事業者は、前2項の<u>規定による</u>選任を行う<u>場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼ねることとなるときには、当該2以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たつて支障がないことを確認しなければならない。</u></p>	<p>第21条</p> <p>3 指定給水装置工事事業者は、前2項の選任を行うに<u>当たつては、一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該2以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たつて特に支障がないときは、この限りでない。</u></p>	文言の整理に伴う
東京都給水条例	東京都給水条例（抄）	東京都給水条例（抄）	
	<p>第6条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>国土交通</u>省令で定める軽微な変更を除く。）及び撤去の設計及び工事は、管理者又は管理者が同条第一項の指定をした者（以下「都指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>第29条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者からは、それぞれ当該各号に定める手数料を、申込みの際、徴収する。ただし、管理者が別に定める<u>申込者及び</u>管理者が特別の理由があると認めた申込者については、手数料の徴収の期限を管理者が指定する期日とすることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、管理者が別に定める者は、同項第四号に掲げる工事検査に係る手数料を、当該工事検査に係る工事の設計審査の申込み後管理者が指定する期日までに納入しなければならない。</p> <p>第32条</p>	<p style="text-align: right;">改正 令和3年12月22日条例第 112号</p> <p>第6条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>厚生労働</u>省令で定める軽微な変更を除く。）及び撤去の設計及び工事は、管理者又は管理者が同条第一項の指定をした者（以下「都指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>第29条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者からは、それぞれ当該各号に定める手数料を、申込みの際、徴収する。ただし、<u>第二号及び第三号に掲げる申込者で</u>管理者が別に定める<u>もの、第五号に掲げる申込者並びに</u>管理者が特別の理由があると認めた申込者については、手数料の徴収の期限を管理者が指定する期日とすることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する管理者が別に定める者は、同項第四号に掲げる工事検査に係る手数料を、当該工事検査に係る工事の設計審査の申込み後管理者が指定する期日までに納入しなければならない。</p> <p>第32条</p>	水道法の変更に伴う

	六 給水装置の改造又は修繕(法第16条の2第3項の <u>国土交通</u> 省令で定める軽微な変更を除く。)の工事が、管理者又は都指定給水装置工事事業者の施行したものでないとき。	六 給水装置の改造又は修繕(法第16条の2第3項の <u>厚生労働</u> 省令で定める軽微な変更を除く。)の工事が、管理者又は都指定給水装置工事事業者の施行したものでないとき。	
東京都給水 条例施行規 程	東京都給水条例施行規程(抄)	東京都給水条例施行規程(抄)	
	<p>改正 令和5年3月17日水道局管理規程第3号</p> <p>第14条の3 条例第29条第1項ただし書きに規定する管理者が別に定める<u>申込者</u>は、<u>次に掲げる者</u>とする。</p> <p>一 <u>電子情報処理組織を使用して条例第6条第1項の指定を申請する者</u> 二 <u>給水装置工事関係システムを使用して条例第6条第2項の設計審査を申し込む者</u> 三 <u>給水装置工事関係システムを使用して条例第6条第2項第1号の工事検査を申し込む者</u> 四 <u>電子情報処理組織を使用して条例第6条第3項の指定の更新を申請する者</u> 五 <u>電子情報処理組織を使用して条例第6条の2第2項の指定事業者証の再交付を申請する者</u></p> <p>第14条の5 <u>条例第二十九条第二項に規定する管理者が別に定める者は、前条一号及び二号に掲げる者とする。</u></p>	<p>改正 令和5年3月17日水道局管理規程第3号</p> <p>第14条の3 条例第29条第1項ただし書きに規定する管理者が別に定めるものは、<u>給水装置工事関係システムを使用して条例第6条第2項の設計審査を申し込む者及び同項第1号の工事検査を申し込む者</u>とする。</p> <p>(新規追加) (新規追加) (新規追加) (新規追加) (新規追加) (新規追加)</p>	文言の整理に伴う
東京都指定 給水装置工 事事業者規 程	東京都指定給水装置工事事業者規程(抄)	東京都指定給水装置工事事業者規程(抄)	
	<p>改正 令和元年9月26日水道局管理規程第8号</p> <p>第4条 2 都指定給水装置工事事業者として指定を受けようとする者は、施行規則様式第1による申請書に次に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。 三 第6条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名及び当該給水装置工事主任技術者が法第25条の5第1項の規定により<u>国土交通大臣及び環境</u>大臣から交付を受けている給水装置工事主任技術者免状(以下「免状」という。)の交付番号</p> <p>第6条 都指定給水装置工事事業者は、条例第6条第1項の指定を受けた日から2週間以内に、事業所ごとに、法第25条の5第1項の規定により<u>国土交通大臣及び環境</u>大臣から免状の交付を受けた者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。</p> <p>4 都指定給水装置工事事業者は、第1項又は第2項の規定による選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼ねることとなる場合には、当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。</p>	<p>改正 令和元年9月26日水道局管理規程第8号</p> <p>第4条 2 都指定給水装置工事事業者として指定を受けようとする者は、施行規則様式第1による申請書に次に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。 三 第6条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名及び当該給水装置工事主任技術者が法第25条の5第1項の規定により<u>厚生労働</u>大臣から交付を受けている給水装置工事主任技術者免状(以下「免状」という。)の交付番号</p> <p>第6条 都指定給水装置工事事業者は、条例第6条第1項の指定を受けた日から2週間以内に、事業所ごとに、法第25条の5第1項の規定により<u>厚生労働</u>大臣から給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。</p> <p>4 都指定給水装置工事事業者は、第1項又は前項の選任を行うに当たっては、一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。</p>	水道法の変更に伴う